

(別紙) 守口市こども計画(案) についてのパブリックコメントについての意見の内容及び本市の考え方

No.	カテゴリー	意見ごとの要旨	守口市の考え方
1	第2章 守口市のこどもと子育て家庭を取り巻く現状	「年齢別転入・転出者数の推移」(p17)の令和5年度のデータが掲載されていますが、無償化が始まった時以降のデータはないのですか？ 幼児数の増加が、無償化による転入で増加したのか、出生率の増加により増加したのか、その割合も含めて検証を行う必要があると考えます。 転入による増加が原因で児童数が増えたのなら、近隣の市町が完全無償化に踏み切った際、流失がおこることも懸念されます。	本計画案においては、年齢別転入・転出者数の推移については直近の数値(令和5年度)を記載しております。全体の転入・転出者数の推移については平成30年度より記載しております。
2	第2章 守口市のこどもと子育て家庭を取り巻く現状	「ニーズ調査」問8の緊急時に子どもを預かってもらう人の有無で、「いずれもない」が就学前の保護者で15.0%(前回14.0%)、就学児童の保護者で15.6%(前回11.0%)存在しています。これへの対応は今回の計画でどう位置付けられていますか？ちなみに、前回と比較して就学児童で増えていると思われますが。	一時預かり事業やファミリーサポート事業等のサービスを利用していただくことが可能です。サービスの利用方法等についても周知に努めます。
3	第2章 守口市のこどもと子育て家庭を取り巻く現状	「ニーズ調査」問9で子育て等で気軽に相談する人や場所の有無で、「ない」との回答が就学前の保護者で1.7%、就学児童の保護者では4.1%と若干増えています。これを多いとみるか少ないとみるか判断は分かれますが、具体的な対策は必要ではないでしょうか？	ニーズ調査の結果については今後の施策展開の参考とするともに、こども家庭センターや市立小学校等の相談窓口の周知に努めます。
4	第2章 守口市のこどもと子育て家庭を取り巻く現状	「ニーズ調査」では、就学前、就学こどもの母親が働いている割合が、フルやパートに関わらず前回よりも増加しています。就学前では、教育保育施設の質を伴う充実、小学校では放課後の居場所の拡充が大切であると考えます。そう考えると、今回廃止が検討されている児童センターの役割は大切だと思います。廃止する計画ですが、その後のフォローアップも必要と考えます。	乳幼児向けの地域子育て支援拠点の機能としては、今後も必要と考えており、新たな地域子育て支援拠点事業の実施者を公募することで、子育て親子の遊びと交流の場としての機能を充足することとしております。児童センターの小学生の遊びの場として機能は「もりぐち児童クラブ登録児童室」で対応できているため、廃止を予定しています。
5	第2章 守口市のこどもと子育て家庭を取り巻く現状	「ニーズ調査」で子供が病気で対応が必要となった対処方法ですが、さすがに就学前の保護者では0.9%ですが、就学児童の保護者では、「留守番をさせる」という回答が10.5%(前回12.0%)存在します。対策が必要ではないでしょうか？	子どもが病気になった際の対応としては、基本的には、登園及び登校については控えていただくよう、園や学校からお願いしているところです。なお、就学前児童については、病児保育の利用が可能です。 ニーズ調査の結果も参考に、今後も必要な子育て施策等について検討します。
6	第2章 守口市のこどもと子育て家庭を取り巻く現状	母親の非正規の場合、休むと給料が保障されず、子供が病気をしても働きに出ることになるため「留守番をさせる」という回答が増える要因となっているのではないのでしょうか？貧困問題も含めて、対策が必要ではないのでしょうか？	ニーズ調査の結果も参考に、今後も必要な子育て施策等について検討します。
7	第2章 守口市のこどもと子育て家庭を取り巻く現状	「ニーズ調査」で病児・病後児保育施設利用意向及び場所ですが、保育・教育施設の利用希望が、34.0%(前回)から48%に跳ね上がり、利用場所としても保育教育施設が62.5%(前回)から82.1%に跳ね上がり、小児科併設の78.7%と同程度の比率になっています。 保育教育施設の病児・病後児保育施設の更なる拡充が必要と考えます。	病後児保育を含めた病児保育事業については、ニーズの高まりに対応するため、令和6年度に中部エリアの小規模保育事業所1施設で新たに実施され、令和7年度には中部エリアの認定こども園1施設で新たに実施予定であり、市内教育・保育施設計5か所において実施することとなります。 今後も事業実施区域のバランスも踏まえつつ、医療機関を含めた市内施設に対して積極的に働きかけを行うこととしています。
8	第2章 守口市のこどもと子育て家庭を取り巻く現状	「ニーズ調査」で長期休暇中の幼稚園利用意向が、週に数日利用も含めて58.0%(前は49.6%)となっています。検証が必要ですが、保育部分に入れない幼稚園部分に入っている幼児がいるのではないのでしょうか？長期休暇中の支援が必要と考えます。乱暴な意見かもしれませんが、3~5歳児で一つの枠にしてもいいのではないのでしょうか？	長期休業中の子育て支援については、一時預かり事業やファミリーサポート事業による支援を利用していただくことが考えられます。 なお、利用定員については、在園児童が同じ園において1年ごとに進級することを踏まえれば、歳児ごとに定員を設定しておくことが重要と考えています。
9	第2章 守口市のこどもと子育て家庭を取り巻く現状	「ニーズ調査」の間29子育てサービスの認知度、利用経験及び今後の利用希望ですが、児童センター及び保育教育施設の認知度は高く「利用+利用希望」の割合は同程度です。保健センターや父母・育児学級は認知度が7割前後にもかかわらず「利用+利用希望」が低いようです。 上記データより利用希望>利用が通常と考えますが、父母育児学級では逆になっていること及び保健センターを利用したことがある割合が、認知度と比べ低い要因を調査する必要があるのではないのでしょうか？保健センターの利用希望が児童センター、保育教育施設開放よりも十数%低いのが気になります。	父母育児学級は、母子手帳交付時に周知しているため、認知度は高いですが、医療機関等で同様のサービスを受けている場合も多く、利用率が低くなっていると考えています。また、保健センターの利用希望については、かつて保健センターで実施していた妊産婦支援を、令和元年7月以降は市役所の子育て世代包括支援センターで実施することになったため、認知度と比べ利用率が低くなっていると考えています。

No.	カテゴリー	意見ごとの要旨	守口市の考え方
10	第2章 守口市のこどもと子育て家庭を取り巻く現状	「ニーズ調査」でもりぐち児童クラブの利用状況ですが、低学年における利用意向は、自宅が58.8%、次いで入会児童室が54.2%となっています。高学年での利用意向は、断然自宅が高く 80.9%となっていますが、入会児童室は、実施されていないにも関わらず16.0%（前回19.3%）を占めています。 小学生における、入会児童室利用者の4年以降の放課後の過ごし方ですが、実施されていないのにも関わらず55.4%と高い値となっています。これと留守番の割合は30.7%と高率であることからすると、これの要因も調査する必要があるとは考えますが、放課後の居場所としての入会児童室を4年以降も確保する必要があると考えます。	児童福祉法第56条の7第3項において、「社会福祉法人その他の多様な事業者の能力を活用した放課後児童健全育成事業の実施を促進し、放課後児童健全育成事業に係る供給を効率的かつ計画的に増大させるもの」とされていることから、本市の高学年（小学校等4～6年生）の児童については、民間の放課後児童クラブの設置促進に努めるとともに、全ての市立小学校等で実施するもりぐち児童クラブ登録児童室を活用して対応します。
11	第2章 守口市のこどもと子育て家庭を取り巻く現状	「守口市子どもの生活に関する実態調査」によると、守口市の所得の中央値は263万円と大阪府内のそれ（280万円）と比べると17万円低いことになっています。それを反映してか、「ニーズ調査」における市役所への要望では、充実してほしい子育てサービスとして（問 34P87、問25P152）、就学前の保護者では、直接のサービスではないが、経済的援助が3位ながら65.5%を占めています。これが小学生を持つ保護者では、1割程度下がりますが55.9%を占め第1位となっています。その他多いのは、医療機関の充実、安全な体制確保が高い割合を占めています。今後見直しをされる際には、計画の中に反映すべきと考えます。	本市では、令和元年10月からの国の幼児教育・保育の無償化に先駆け、平成29年度から全国の都市レベルでは初めての取組となる幼児教育・保育の完全無償化を実現しています。現在でも0～2歳児の無償化においては、本市では所得制限はなく、所得制限がある国と比較し、充実した子育て支援制度となっています。さらに、副食費についても、市独自に4,500円/月を上限に補助を行っており、加えて就学後も小学校等給食費の無償化を行うなど、子育て世帯の経済的な負担の軽減を図り、子育て支援の充実を図っているところです。 その他に充実してほしい子育てサービスについては、本アンケート結果を参考にしながら、効果的な施策の実現に向けて研究してまいります。今後の見直しについては必要に応じて、検討いたします。
12	第2章 守口市のこどもと子育て家庭を取り巻く現状	「ニーズ調査」では、公園等屋外施設の充実は、就学後になると大きく割合が減少しますが（39.7%）、就学前の保護者の要望としては71.9%で一位を占めています。雨天時の親子での遊び場確保も含めて、遊び場としての公園等の充実が求められていると考えます。 残念ながら、遊び場については、今回のこども計画の中には盛り込めていません。今後の見直しの中で検討されることを希望します。	暑い日や雨の日の屋内での遊び場については、公立施設等では、もりぐち児童クラブ登録児童室やコミュニティーセンターのキッズスペース等をご利用いただけますが、いただきましたご意見を踏まえ、今後も子どもの居場所の確保に努めます。 また、「居場所づくり」については、守口市こども計画（案）P 8 6に記載がございます。今後の見直しについては必要に応じて、検討いたします。
13	第5章 施策目標別の展開	新しく綺麗になったので日吉公園をよく利用します。以前に比べて明るく良くなったように思いますが、公園と道路の境のフェンスが少なく、よくボールを追いかけて道へ出ています。改善願います。 夏の暑い日や雨の日に遊べる屋内の施設が少ないように思う。以前はプールやスケートリンク、プラネタリウムや児童館があったのに、なくなってしまった。	日吉公園においては、ボール遊びが想定される土広場の外周に、一部フェンスを設置し、対応しています。また、小学校と連携して公園のルールづくりや使い方などの学習会も実施しています。 暑い日や雨の日の屋内での遊び場については、公立施設等では、もりぐち児童クラブ登録児童室やコミュニティーセンターのキッズスペース等をご利用いただけますが、いただきましたご意見を踏まえ、今後も子どもの居場所の確保に努めます。
14	第5章 施策目標別の展開	子育てと仕事の両立支援と父親の男性の働き方についてもふれてありますが、社会全体の問題として8時間労働は保障され、生活できる最低賃金の引き上げなど守口市の努力だけで、また5年計画で実現が難しい課題です。しかし、実現しなければ、ますます少子化は深刻になります。どうかこの件に関して守口市として働きかけるところには積極的に実現するまで働きかけていただきますようよろしくお願いします。	子育てと仕事の両立に向け、子育て期の短縮時間勤務やテレワーク等、多様な勤務形態の導入やそれらの導入に係る支援策について、企業等に向け広報・啓発・情報提供を行うことで、引き続き、子育てと仕事の両立に向けた制度の発信に努めるとともに、国に対して、労働条件改善に関する要望を行います。
15	第5章 施策目標別の展開	第4章 計画の基本的な考え方のもとに第5章施策目標別の展開が記されていますが、その具体化が明記されてなくどのように実現していくのかが予想できません。それなのに、突然 児童センターの廃止という具体的な計画が出されていて、年間1万3千人以上の利用があるのに、廃止後の児童センターの役割はどの施設がどのように機能していくのかわからず、廃止の意図も理由も市民にはわからない計画です。	児童センターは、乳幼児向けの地域子育て支援拠点と小学生の遊びの場の2つの機能を有しています。 乳幼児向けの地域子育て支援拠点の機能としては、今後必要と考えており、新たな地域子育て支援拠点事業の実施者を公募することで、子育て親子の遊びと交流の場としての機能を充足することとしております。児童センターの小学生の遊びの場として機能は「もりぐち児童クラブ登録児童室」で対応できているため、廃止を予定しています。
16	第5章 施策目標別の展開	「守口市立発達支援センター（わかくさ・わかすぎ園）を拠点として、障がい児相談支援、保育所等訪問、外来療育を実施し、通園児に限らず地域の障がい児や特別な配慮が必要なこどもへの支援を行います。」となっています。 わかくさ・わかすぎ園は50年以上、守口市が専門の資格を持った職員を採用して運営し、守口市で配慮を必要とする幼児だけではなく青少年を含むこどもの成長発達に責任をもって支援し、その家庭も支援してきました。 ところが、令和6年12月議会で、令和8年4月から株式会社三葉に指定管理をさせるという議案が出されました。保護者も安心して一緒に育ててきた施設をどうして守口市が直営で運営しないのか、どんな利点があると考えているのか知らせてください。	園の抱える事務継承や人員配置等の課題に対応し、児童発達支援センターとして果たすべき機能と役割を担うことに加え、訓練機会の拡充や療育時間の延長など、療育サービスの更なる充実を図るためには、市の責任のもとで民間活力を導入する「指定管理者制度」による運営が最も効果的かつ効率的な手段であると考え、「指定管理者制度」を導入するものです。 なお、令和8年度の指定管理者制度の導入にあたっては、専門職の配置による訓練機会の拡充、療育時間の延長、法改正に対応した地域の中核的機能の拡充等サービスの拡充を実施いたします。

No.	カテゴリー	意見ごとの要旨	守口市の考え方
17	第5章 施策目標別の展開	計画案では、わかくさ・わかすぎ園は市立児童発達支援センターとして多様な障がいに対応した専門的な発達支援を行うとともに保護者への支援や地域の障がい児支援事業所に対するスーパーバイスコンサルテーションを行う事になっています。その専門性の高い拠点として位置付けられているにもかかわらず、評価が低い事業者を安いというだけで選定するのは専門的機能をもつ施設として質の高い支援が行えるか大変疑問です。	園の抱える事務継承や人員配置等の課題に対応し、児童発達支援センターとして果たすべき機能と役割を担うことに加え、訓練機会の拡充や療育時間の延長など、療育サービスの更なる充実を図るためには、市の責任のもとで民間活力を導入する「指定管理者制度」による運営が最も効果的かつ効率的な手段であると考え、「指定管理者制度」を導入するものです。 なお、令和8年度の指定管理者制度の導入にあたっては、専門職の配置による訓練機会の拡充、療育時間の延長、法改正に対応した地域の中核的機能の拡充等サービスの拡充を実施します。 指定管理者の指定にあたっては、学識経験者等を含む選定委員会において、公表されている評価基準に基づき、企画提案内容を評価し、公平・公正に選定し、指定したものです。
18	第5章 施策目標別の展開	こども基本法やこども大綱では、「子ども」とは、心身の発達にある者、とあり18歳以下の子どものみには限定されていません。今回の計画では、こどもの生活に関する実態調査やニーズ調査により、計画が立てられていますが、貧困の問題をどう解決していくのか、こどもの居場所をどう確保するのか等が明記されていないように感じます。 少なくとも「自治体こども計画ガイドライン」に則った全庁的な体制を組み論議して、情報を共有していくことが大切ではなかったのではないのでしょうか？ また、現在教育委員会で論議されている「中学校給食」に対する記述もありません。食育が強調されている中で、このことも今回の計画に包括すべきではなかったのでしょうか？	守口市こども計画（案）については、庁内関係課と調整を行い策定を進めてまいりました。 中学の全員喫食については、現在、方針について決定していないことから、本計画の第5章部分に記載しておりません。
19	第6章 こども・子育て支援事業計画	私は保育園入園が保留になっていますが、待機児童数はゼロになっているので、その数字の出し方に納得がいきません。もっとわかりやすく正確に事実を公表して欲しいです。	「待機児童数」については、厚生労働省が定義付けをしており、保育施設を利用できていない児童数から特定園希望の児童数等を除外する等、全国で統一された考え方で算出することになっています。 また、本市では、厚生労働省が定義する待機児童数とは別に、保育施設を利用できていない児童数を「未利用児童数」という名称で公表しています。
20	第6章 こども・子育て支援事業計画	放課後児童健全育成事業について何故民間頼りなのか、守口市が直接責任を持つ施策を実施しない理由が見えません。	児童福祉法第56条の7第3項において、「社会福祉法人その他の多様な事業者の能力を活用した放課後児童健全育成事業の実施を促進し、放課後児童健全育成事業に係る供給を効率的かつ計画的に増大させるもの」とされていることから、本市においても民間放課後児童クラブの設置の促進を図るものです。
21	第6章 こども・子育て支援事業計画	認定こども園へ移行に向けた支援について書かれていますが、認定こども園は2008年10月に創設された就学前の施設です。守口市では、いち早く認定こども園への移行がすすめられてきましたが、こどもが育つ施設としての検証はされているのでしょうか。今までそれぞれの幼稚園や保育所で育まれてきたこども観や発達論・保育観や保護者・こども・保育者の仲間づくりなどが引き継がれているのでしょうか。こどもの施設として100人以上のこどもが在籍する巨大化した施設は適切なのでしょうか。登園の時刻も降園の時刻もバラバラの中で、同じ施設で育った友達という交流、保護者同士の交流、保育者同士の交流などの余裕がもてているのでしょうか。1号・2号・3号と大人の都合でわけられた区分で、長時間保育のこどもたちは色んな職員に見守ってもらえます。1号の子どもは担任とのふれあいだけになりがちです。職員会議で全ての子ども達の育ちを全ての職員と共有して色んな保育観や色んなものの見方で保育を作っていくということが難しくなります。保育士など職員、保護者、こどもの感想や思いを調査し、こどもの立場にたった施設として認定こども園の規模や運営は本当に適切なのか、検証する時ではないのでしょうか。	平成27年4月に子ども・子育て支援新制度が施行されて以降、認定こども園への移行を希望する園に対しては、市として適切に支援してまいりました。 認定こども園で一定数の児童を受入れいただくことは、教育・保育の確保方策の充足に寄与することから、待機児童や未利用児童の解消につながるものであり、また、その運営については、児童の受入れ規模にかかわらず、国の基準に則り、大阪府や本市の条例に基づき、適切に運営がなされていると認識していることから、ご指摘の調査、検証を実施する考えはありません。
22	第6章 こども・子育て支援事業計画	子育て支援の遊び場がなくなる件についても、とてもショックを受けています。モリランドよく利用していましたが、そこでできたご縁もあります。早急に対応できるなら市役所地下一階に以前のようにおもちゃを置くだけでもいいのでは？と思います。勉強している方の迷惑になるとのことなら利用時間を決めるなども手かと思えます。あと児童センターもなくなるそうですが、保護者同士のつながりを大切にしていこうという中で、そのような機会を奪っていったらと思います。早急に対応してください。	子育て親子の交流の場は、児童センターのほか民間認定こども園6か所で実施している地域子育て支援拠点で提供しています。また、各コミュニティセンターとの連携を図ることで、引き続き子育て親子の交流の場の確保に努めるほか、児童センターの代替となる地域子育て支援拠点においても、子育て親子の交流の場を確保する予定です。
23	第6章 こども・子育て支援事業計画	提供区域ごとの施設配置がアンバランスではないのでしょうか？ 提供区域毎に施設配置のアンバランスがあるので配置を誘導、コントロールすべきではないのでしょうか？	守口市こども計画（案）において、教育・保育の提供区域について、東部、中部、南部の3エリアに分けております。 今後の施設配置については、必要に応じて適切に判断してまいります。

No.	カテゴリー	意見ごとの要旨	守口市の考え方
24	第6章 こども・子育て支援事業計画	1～2歳児について、厚生労働省定義の待機児童は解消されましたが、未利用児が解消できる状況となっておりません。 未利用児は1～2歳児に集中しているので、緊急対策として公立による小規模事業で提供区域ごとに未利用児数に見合った整備をすべきではないでしょうか？ 少子化を考慮した計画となっていると考えますが、未利用児に関しては和11年においても確保方策が、量の見込みを上回る計画となっています。問題と考えます。	令和6年4月1日時点における待機児童はゼロですが、希望する保育施設を利用できていない児童がまだまだいることは承知しており、近年では、令和5年度に小規模保育事業所5施設を新規開設し、令和7年度に保育所3施設を新規開設する予定です。さらに、令和9年度に市立外島認定こども園の民間移管に伴う園舎建替えによる定員拡大も見込むなど、これまで「民間主導」により教育・保育の確保方策を講じてまいりました。 今後の教育・保育の確保方策については、待機児童ゼロはもとより、未利用児童の解消に向けて、市立にじいろ認定こども園の民間移管による定員拡大を図るとともに、民間施設での保育人材の確保方策への支援による受け皿確保を図ってまいります。 また、本市では「民間主導」により、その時点時点の状況に合わせた定員確保策を民間園に柔軟に講じていただき、行政として民間園の取組をしっかりと後押しすることで、的確な受け皿を確保する方針であることに加え、小規模保育事業所は、保育所等と比較し、短期間で開所までの準備が整うため、タイムリーに実施できる民間主導により開設することが効率・効果的であると考えていることから、公立による小規模保育事業の実施については考えていません。
25	第6章 こども・子育て支援事業計画	ケアを必要とする子どもの把握はどのようにされていますか？提供区域ごとに、年齢毎にケアを必要とする子どもはどの程度いますか？個人情報保護に係ることもあります。私立も含め情報共有をしていくことは必要でしょうか。	本市では、保育を必要とする医療的ケア児の受入体制を整えるため、医療的ケアを実施する看護師等の配置や医療的ケア児の保育を行う保育士等の加配に対して補助金による支援を行う「医療的ケア児受入支援事業」を実施しています。医療的ケア児の総数は具体的に把握していませんが、認定こども園等の利用を希望される児童が医療的ケアを要する場合は、事前に丁寧な聴き取りを行い、利用を希望される施設と情報共有のうえ、安全・安心な保育の実施に努めてまいります。
26	第6章 こども・子育て支援事業計画	「こども誰でも通園制度」の試行は、守口市はしないのですか？国からガイドライン等が示されると思いますが、いきなり実施となると混乱が起こればと考えます。	こども誰でも通園制度については、国において、令和7年度に地域子ども・子育て支援事業として制度化し、一部の自治体において先行して実施されます。また、令和8年度からは子ども・子育て支援法に基づく新たな給付（乳児等のための支援給付）として位置付けられ、全国の自治体において実施されます。 本市においては、市内施設の定員の充足状況を踏まえ、先行して実施する自治体の実施状況も注視しつつ、国において本格実施される令和8年度から実施する予定としています。
27	第6章 こども・子育て支援事業計画	外島認定こども園の民間移管で年齢毎の確保数はどの程度増えますか？にじいろ認定こども園も民間移管するとありますが、外島認定こども園の結果を検証してからでも遅くはありませんか？	市立外島認定こども園の民間移管後の園舎の建替えに伴い、受入定員は28人（1・2・3歳児は各6人増、4・5歳児は各5人増）が増える予定です。 なお、今後の量の見込みに対する確保方策については、中部エリアに位置する市立外島認定こども園の民間移管後の受入定員拡大を考慮したうえでも、中部エリアでは2、3号認定において確保方策が不足する見込みとなっていることに加え、今回、民間移管を予定する市立にじいろ認定こども園が位置する東部エリアでも3号認定において確保方策が不足する見込みとなっています。
28	第6章 こども・子育て支援事業計画	量が充足した後、質の問題が出てきます。どのように考えられているのか、明らかにしていただけないか？少子化の次の大きな課題は配置基準の改善と考えられますが？	職員配置基準については、国が定める基準に従い、大阪府又は守口市が条例を定めることから、今後も国の動向を注視してまいります。 なお、国は、令和7年度以降、1歳児について、保育人材の確保等に関連する施策との関係も踏まえつつ、6対1から5対1への改善を進めることとしています。
29	第6章 こども・子育て支援事業計画	審議会の中でも、保育教諭の経験の蓄積・継承が議論されていました。スタンダードとしての公立の役割をどう考えられていますか？	令和5年2月に策定した「第二期守口市子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しにおいて、今後の教育・保育の確保方策については、「民間主導」により、その時点時点の状況に合わせた定員確保策を民間園に柔軟に講じていただき、行政として民間園の取組をしっかりと後押しすることで、的確な受け皿を確保する形、つまり【公私連携による確保方策の確立、推進】が望ましいとの考え方を示しています。この考え方にに基づき、令和5年度に小規模保育事業所5施設を新規開設し、令和7年度に保育所3施設を新規開設する予定です。さらに、令和9年度に市立外島認定こども園の民間移管に伴う園舎建替えにより定員拡大を図る予定であるなど、これまで「民間主導」により教育・保育の確保方策を講じてまいりました。 また、今回の公立認定こども園の民間移管については、令和6年2月に策定した本市の行財政改革の指針である「守口市行政経営プラン」に示された「順次、民間移管を進める」との方針に基づくものです。今後も、公立施設、民間施設を問うのではなく、「民間主導」により市全体として教育・保育サービスの質及び量の確保、充実に向けた更なる支援を進めてまいります。

No.	カテゴリー	意見ごとの要旨	守口市の考え方
30	第6章 こども・子育て支援事業計画	医療的ケアの必要な子供の受け入れと看護師の派遣などスムーズに出来る環境を希望します。 娘は医療的ケアが必要で以前、他の私立に決まったが退園をさせられました。看護師派遣も市から助成金が出るとお話しましたが、うちの園は取らないの一点張り理由も教えて頂けませんでした。お金では無く、人材を派遣できる制度であれば、また違ったのかと思いました。他の園には常駐の看護師がいない所も多く、本当に園探しは苦勞しました。 園に保健師や看護師を付けて頂けると嬉しいです。にじいろは本当に良い園です。いろんなお子さんもいて娘も自分以外にケア子が居る事で独りでは無いと思えました。お子さんに合わせた対応を出来るかぎりやったださり感謝しています。 小さい時から色んな人と接する事で大人になった時の差別や偏見が無くなるのではないかと思います。	本市では、認定こども園等を利用する医療的ケア児の受入体制の整備として、令和4年度から看護師及び加配保育士等の配置に要する費用を補助する医療的ケア児受入支援事業を実施しており、医療的ケアを実施する看護師の派遣にかかる費用も補助対象としています。 さらに、医療的ケア児の受け入れを安定的に行うため、認定こども園等において医療的ケアを実施する看護師の派遣について、対応可能な市内訪問看護ステーションと連携するなど、公立施設、民間施設を問わず、受入体制を整えているところであり、引き続き事業周知に努めてまいります。
31	第6章 こども・子育て支援事業計画（公立認定こども園の民間移管について）	公立の認定こども園を無くさないでください。少なくとも公立のこども園を東部地域、中部地域、南部地域で3園は残すといった市民との約束を破らないでください。 民間の認定こども園にとっても、保育の基準や、支援が必要なこどもたちのセーフティーネットになるなどの理由から、公立のこども園の存続が求められているはずです。 民間移管の理由にこども園の質の充実をあげるなら、今の公立のこども園の質を上げるために市が努力して下さい。それが市の仕事だと思います。こどもたちの生活、命に、守口市が責任をもって保育を拡充していくことを求めます。	令和5年2月に策定した「第二期守口市子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しにおいて、今後の教育・保育の確保方策については、「民間主導」により、その時点時点の状況に合わせた定員確保策を民間園に柔軟に請じていただき、行政として民間園の取組をしっかりと後押しすることで、的確な受け皿を確保する形、つまり【公私連携による確保方策の確立、推進】が望ましいとの考え方を示しています。この考え方に基づき、令和5年度に小規模保育事業所5施設を新規開設し、令和7年度に保育所3施設を新規開設する予定です。さらに、令和9年度に市立外島認定こども園の民間移管に伴う園舎建替えにより定員拡大を図る予定であるなど、これまで「民間主導」により教育・保育の確保方策を講じてまいりました。 また、今回の公立認定こども園の民間移管については、令和6年2月に策定した本市の行財政改革の指針である「守口市行政経営プラン」に示された「順次、民間移管を進める」との方針に基づき、守口市こども計画（案）に記載があるとおり、民間移管に伴う定員拡大と利用児へのサービスの拡充を図るものです。 なお、保育の受け皿については、公立施設だけがその役割を担うものではなく、民間移管を進めるにあたり、民間認定こども園等の保育人材の確保、医療的ケア児、配慮が必要な児童の受け入れ支援を含む教育・保育サービスの「質」及び「量」の充実に向けた更なる支援を進めることにより、市全体としてしっかりと受入体制を整えてまいります。
32	第6章 こども・子育て支援事業計画（公立認定こども園の民間移管について）	公立保育園全廃について反対です。障がい児保育をきちんと守っていくには公立園は絶対に必要です。私立園に指導をしていくとのことですが、実際にどこまでが指導ができるのか、私立園自身の問題を無視して話を進めていると思います。私の知人中では、障害児をもっているお子さんを私立園に預け、何度も転園をよぎなくされたり、人員がいないので3時までしか預かれませんかと言われている人を知っています。それでは働きません。きちんと市が責任をもつべきです。 また、子どもの人口が減少見込みはわかっているのに、私立園のみにすると私立園の経営はどうなるのでしょうか？ 今働いている公立園の保育士は会計年度が多いから、契約終了でいいんですか？その方の生活も考えられているのでしょうか？もし予算が足りないのなら保育量無料をやめて、半額などの措置をするのはどうかと考えます。	令和5年2月に策定した「第二期守口市子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しにおいて、今後の教育・保育の確保方策については、「民間主導」により、その時点時点の状況に合わせた定員確保策を民間園に柔軟に請じていただき、行政として民間園の取組をしっかりと後押しすることで、的確な受け皿を確保する形、つまり【公私連携による確保方策の確立、推進】が望ましいとの考え方を示しています。 また、障害がある児童の受け入れについては、きめ細かな利用調整を行うとともに、民間施設において正当な理由のない入園・入所の拒否が発生しないようしっかりと監督しており、本市が行う利用調整後（内定後）に入園・入所を拒否する場合は、当該施設から理由書を提出いただき、確認しています。仮に正当な理由なく入園・入所を拒否したとなれば、守口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第5条に規定する「正当な理由のない提供拒否の禁止等」にも抵触するため、本市から適切に指導を行います。 現在、公立認定こども園で働いている会計年度任用職員については、地方公務員法の規定に基づき、1会計年度内（4月～翌年3月）を任期として任用される非常勤の公務員であり、当該公立認定こども園において必要とする教育・保育人員体制を踏まえ、適宜、必要な任用を行っているものです。当該任用期間の終期が到来すれば、自ずと任用は終了することとなります。 市独自の幼児教育・保育の無償化については、子育て世帯の経済的な負担を緩和し、安心の子育て・子育てを、また、子育て世代の定住を促進し、活力と成長のもりぐちを実現するため、平成29年度から全国の都市レベルでは初めての取組として実施しているものであり、今後もその実現に向け、取り組んでまいります。

No.	カテゴリー	意見ごとの要旨	守口市の考え方
33	第6章 こども・子育て支援事業計画（公立認定こども園の民間移管について）	公立保育所の廃止に反対します。 地域の保育所の拠点、子育て支援の充実、障がい児保育、支援の必要な家庭などのきめ細やかな役割は公立保育所でしか担うことはできません。公立保育所をなくして、市民はどこを頼れば良いのでしょうか？公立の廃止について再考をお願いいたします。	令和5年2月に策定した「第二期守口市子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しにおいて、今後の教育・保育の確保方策については、「民間主導」により、その時点時点の状況に合わせた定員確保策を民間園に柔軟に講じていただき、行政として民間園の取組をしっかりと後押しすることで、的確な受け皿を確保する形、つまり【公私連携による確保方策の確立、推進】が望ましいとの考え方を示しています。この考え方に基づき、令和5年度に小規模保育事業所5施設を新規開設し、令和7年度に保育所3施設を新規開設する予定です。さらに、令和9年度に市立外島認定こども園の民間移管に伴う園舎建替えにより定員拡大を図る予定であるなど、これまで「民間主導」により教育・保育の確保方策を講じてまいりました。 また、今回の公立認定こども園の民間移管については、令和6年2月に策定した本市の行財政改革の指針である「守口市行政経営プラン」に示された「順次、民間移管を進める」との方針に基づき、守口市こども計画（案）に記載があるとおり、民間移管に伴う定員拡大と利用児へのサービスの拡充を図るものです。 なお、保育の受け皿については、公立施設だけがその役割を担うものではなく、民間移管を進めるにあたり、民間認定こども園等の保育人材の確保、医療的ケア児、配慮が必要な児童の受入れ支援を含む教育・保育サービスの「質」及び「量」の充実に向けた更なる支援を進めることにより、市全体としてしっかりと受入体制を整えてまいります。
34	第6章 こども・子育て支援事業計画（公立認定こども園の民間移管について）	公立保育所では民間園では受け止めきれない配慮のいるご家庭やお子さんを多数預かっています。こういった公立保育所の役割を市の職員の方々は十分ご存じだと思います。それをすべて民間へ委託した場合、配慮のいるお子さんや保護者への対応ができるのでしょうか。ただでさえ行事の多い民間園の保育士さんたちが今、公立保育所が担っている役割の仕事まで抱えることになると、退職されていくことが容易に想像できます。公立保育所をなくすことは、守口市全体の保育士不足にも繋がると考えます。 また、利用者の面から考えると経済的に困窮している・乳幼児期にあまりお金をかけたくないご家庭は費用のそれほどかからない公立保育所への入所を希望されると思います。公立保育所がなくなるということは、市民の選択の自由を奪うことにもなります。	配慮が必要な児童については、既に民間施設でも受入れを行っていただいております。年々受入れ人数も増加しているところです。本市としましては、公立施設だけがその役割を担うものではなく、市全体としてしっかりと受入体制を整えることが重要と考え、障がい児加配補助制度や医療的ケア児受入支援事業の実施など、民間施設での受入体制を構築・支援するための施策を充実させているところです。 さらに、市立にじいろ認定こども園の民間移管を見据え、障がい児加配補助制度の補助基準額の拡充や、更なる保育士の確保方策の充実を図り、保育の量を確保するとともに、保育士等への研修、巡回支援の充実を図り、保育の質を確保するなどにより、民間施設における配慮が必要な児童の受入れへの支援の更なる充実を図ってまいります。これらの支援策を通じ、公立施設、民間施設を問わず、市全体として、配慮が必要な児童への支援をしっかりと行なってまいります。 また、本市では、令和元年10月からの国の幼児教育・保育の無償化に先駆け、平成29年度から全国の都市レベルでは初めての取組となる幼児教育・保育の完全無償化を実現しています。現在でも0～2歳児の無償化においては、本市では所得制限はなく、所得制限がある国と比較し、充実した子育て支援制度となっています。さらに、副食費についても、市独自に4,500円/月を上限に補助を行っており、加えて就学後も小学校等給食費の無償化を行うなど、子育て世帯の経済的な負担の軽減を図り、子育て支援の充実を図っているところです。
35	第6章 こども・子育て支援事業計画（公立認定こども園の民間移管について）	障害児並びに要支援児、要支援家庭が増える中、民間園では取り扱いにくい対象児が公立にたくさん流れてきます。民間では補助金が十分ではなく、人員確保が難しいからです！そういった子どもたちは公立保育所で責任をもって育てなければなりません。訪問看護や施設の充実などをあげられますが、そういった子どもたちは健常児と一緒にいてこそ伸びていくのです！今後その子どもたちはどこにいれば成長が保証されるのでしょうか？これからの日本を支える子どもたちに対して非情な政治だと思います。どうかこのまま、公立園を残し、子どもたちの未来を保障してください。お願いします。	配慮が必要な児童については、既に民間施設でも受入れを行っていただいております。年々受入れ人数も増加しているところです。本市としましては、公立施設だけがその役割を担うものではなく、市全体としてしっかりと受入体制を整えることが重要と考え、障がい児加配補助制度や医療的ケア児受入支援事業の実施など、民間施設での受入体制を構築・支援するための施策を充実させているところです。 さらに、市立にじいろ認定こども園の民間移管を見据え、障がい児加配補助制度の補助基準額の拡充や、更なる保育士の確保方策の充実を図り、保育の量を確保するとともに、保育士等への研修、巡回支援の充実を図り、保育の質を確保するなどにより、民間施設における配慮が必要な児童の受入れへの支援の更なる充実を図ってまいります。これらの支援策を通じ、公立施設、民間施設を問わず、市全体として、配慮が必要な児童への支援をしっかりと行なってまいります。

No.	カテゴリー	意見ごとの要旨	守口市の考え方
36	第6章 子ども・子育て支援事業計画（公立認定こども園の民間移管について）	守口市の子どもと子育て家庭を取り巻く現状の23ページ に市役所などへの要望について経済的援助の要望が高まっている とあります。本当に切実な問題です。保育施設を利用する場合の保護者の経済負担は民間施設利用の方が多くなることが一般的です。経済的な支援をするという前に、負担が増えるとわかっている民間への移管をしないことで、経済的支援を減らせることもあるのではないのでしょうか。	本市では、令和元年10月からの国の幼児教育・保育の無償化に先駆け、平成29年度から全国の都市レベルでは初めての取組となる幼児教育・保育の完全無償化を実現しています。現在でも0～2歳児の無償化においては、本市では所得制限はなく、所得制限がある国と比較し、充実した子育て支援制度となっています。さらに、副食費についても、市独自に4,500円/月を上限に補助を行っており、加えて就学後も小学校等給食費の無償化を行うなど、子育て世帯の経済的な負担の軽減を図り、子育て支援の充実を図っているところです。
37	第6章 子ども・子育て支援事業計画（公立認定こども園の民間移管について）	なぜ、公立施設を次々と民間移管する計画案が出されているのか、『守口市の市立幼稚園及び市立保育所に係る再編整備に関する基本計画』の遵守はしないのでしょうか。その理由が不明です。理由があるのなら市民に知らせるべきです。	平成27年11月に策定された、『守口市の市立幼稚園及び市立保育所に係る再編整備に関する基本計画』については、現在の公立3園体制に集約された時点で計画期間としては終了しているものです。 ついては、令和5年2月に策定した「第二期守口市子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しにおいて、今後の教育・保育の確保方策については、「民間主導」により、その時点時点の状況に合わせた定員確保策を民間園に柔軟に講じていただき、行政として民間園の取組をしっかりと後押しすることで、的確な受け皿を確保する形、つまり【公私連携による確保方策の確立、推進】が望ましいとの考え方を示しています。 また、今回の公立認定こども園の民間移管については、令和6年2月に策定した本市の行財政改革の指針である「守口市行政経営プラン」に示された「順次、民間移管を進める」との方針に基づき、守口市こども計画（案）に記載があるとおり、民間移管に伴う定員拡大と利用児へのサービスの拡充を図るものです。
38	第6章 子ども・子育て支援事業計画（公立認定こども園の民間移管について）	幼児教育・保育の無償化はこれからも続けてほしい施策ですが、公立は保育料以外は入園時に必要なのはクレパスや粘土などの教材と遊び着など数千円の負担で済みますが、民間の認定こども園では、入園料や制服代等々数万円の負担になると公立を希望したのに入れなかった保護者や近くに民間しかなかったので民間に入園が決まった保護者の悲鳴が聞こえています。	本市では、令和元年10月からの国の幼児教育・保育の無償化に先駆け、平成29年度から全国の都市レベルでは初めての取組となる幼児教育・保育の完全無償化を実現しています。現在でも0～2歳児の無償化においては、本市では所得制限はなく、所得制限がある国と比較し、充実した子育て支援制度となっています。さらに、副食費についても、市独自に4,500円/月を上限に補助を行っており、加えて就学後も小学校等給食費の無償化を行うなど、子育て世帯の経済的な負担の軽減を図り、子育て支援の充実を図っているところです。
39	第6章 子ども・子育て支援事業計画（公立認定こども園の民間移管について）	この計画を作るためのこども・子育て会議を傍聴しましたが、委員である民間認定こども園園長が、何度もおっしゃっていました。公立はセーフティネットだ。公立は給与が高いので保育士の採用ができ、保育士も長く働き続けることができる。だから、経験を積んでいる保育士が多い。民間では配慮が必要なこどもを受け入れようとしても、採用が間に合わないし、1年間百万円の補助金ではとても足りない。こども自らの遊び、遊びを通して学び、生きていく力になる。その遊びを保障するためには見守る保育者や、遊びこんでいる子どもたちの輪に入れる保育者が必要だが、民間では経験ある保育者が足りない。公立は残してほしいということがこの計画には載っていない。少子化が進むと施設が余ってくる。その時に公立をどうするか考えてはどうか。公立の意義が載っていない。などなどの意見が何度も出されていました。 ほかの委員の方は、会長以外発言はありませんでした。それでも、最後に提案通りとこの計画案が決まったのです。 保護者をはじめとする市民からも、公立はセーフティネットだ。複数の保育施設を見学して公立に決める保護者もいます。 選択肢として公立は残してほしい。の声が多々あります。	令和5年2月に策定した「第二期守口市子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しにおいて、今後の教育・保育の確保方策については、「民間主導」により、その時点時点の状況に合わせた定員確保策を民間園に柔軟に講じていただき、行政として民間園の取組をしっかりと後押しすることで、的確な受け皿を確保する形、つまり【公私連携による確保方策の確立、推進】が望ましいとの考え方を示しています。この考え方に基づき、令和5年度に小規模保育事業所5施設を新規開設し、令和7年度に保育所3施設を新規開設する予定です。さらに、令和9年度に市立外島認定こども園の民間移管に伴う園舎建替えにより定員拡大を図るなど、これまで「民間主導」により教育・保育の確保方策を講じてまいりました。 また、今回の公立認定こども園の民間移管については、令和6年2月に策定した本市の行財政改革の指針である「守口市行政経営プラン」に示された「順次、民間移管を進める」との方針に基づき、守口市こども計画（案）に記載があるとおり、民間移管に伴う定員拡大と利用児へのサービスの拡充を図るものです。 なお、保育の受け皿については、公立施設だけがその役割を担うものではなく、民間移管を進めるにあたり、民間認定こども園等の保育人材の確保、医療的ケア児、配慮が必要な児童の受入れ支援を含む教育・保育サービスの「質」及び「量」の充実に向けた更なる支援を進めることにより、市全体としてしっかりと受入体制を整えてまいります。

No.	カテゴリー	意見ごとの要旨	守口市の考え方
40	第6章 こども・子育て支援事業計画（公立認定こども園の民間移管について）	公立こども園全廃について反対します。 保護者として、私立園公立園を選べる選択肢をなくされることはすごく残念なことです。私立園はどうしても公立園よりもお金がかかります。具体例でいうと写真代一枚が私立園で言うと150円、公立園で50円とかなり差があります。制服にしても何万円とするものを払ったり、教育充実費として毎月公立園よりもお金がかかります。 また、知り合いに配慮のいるお子さんがおられますが、私立園ではみきれないと退園、転園を余儀なくされています。やっと入れた公立園では手厚くみてもらい感謝していると聞き、私立園との連携をうたっていますが、本当にどこまで実現できるのか怪しいところです。保育士不足はずっと社会問題になっています。 友人の保育士は近隣、例えば寝屋川市の方がずっと待遇がいいと言っていました。(家賃補助など調べてみてください) 支援家庭の受け入れを私立園に任せることによって、仕事量が増え辞めてしまう保育士がいることは容易に想像がつかます。園があっても保育士がいなくて運営できないのではないのでしょうか？市として「こども真ん中笑顔のまち」とうたうなら、もう少し保護者のリアルな声を政策に取り入れてください。	本市では、令和元年10月からの国の幼児教育・保育の無償化に先駆け、平成29年度から全国の都市レベルでは初めての取組となる幼児教育・保育の完全無償化を実現しています。現在でも0～2歳児の無償化においては、本市では所得制限はなく、所得制限がある国と比較し、充実した子育て支援制度となっています。さらに、副食費についても、市独自に4,500円/月を上限に補助を行っており、加えて就学後も小学校等給食費の無償化を行うなど、子育て世帯の経済的な負担の軽減を図り、子育て支援の充実を図っているところです。 配慮が必要な児童については、既に民間施設でも受入れを行っていたりしており、年々受入れ人数も増加しているところです。本市としましては、公立施設だけがその役割を担うものではなく、市全体としてしっかりと受入体制を整えることが重要と考えており、障がい児加配補助制度や医療的ケア児受入支援事業の実施など、民間施設での受入体制を構築・支援するための施策を充実させているところです。さらに、市立にじいる認定こども園の民間移管を見据え、障がい児加配補助制度の補助基準額の拡充や、更なる保育士の確保方策の充実を図り、保育の量を確保するとともに、保育士等への研修、巡回支援の充実を図り、保育の質を確保するなどにより、民間施設における配慮が必要な児童の受入れへの支援の更なる充実を図ってまいります。これらの支援策を通じ、公立施設、民間施設を問わず、市全体として、配慮が必要な児童への支援をしっかりと行ってまいります。 また、保育士不足は全国的に課題となっており、安定的に保育の受け皿を確保するためには、保育士の確保が重要であることから、本市においても保育士宿舍借り上げ支援事業により家賃補助（61,000円/月）を行うとともに、市内私立認定こども園等に新卒採用された保育士に対し、年間で最大40万円を支給する「民間保育士緊急確保支援事業」を令和3年度から実施しているところであり、引き続き民間施設における保育士の確保方策への支援に取り組んでまいります。
41	第6章 こども・子育て支援事業計画（公立認定こども園の民間移管について）	公立こども園全廃、民間移管について反対です。 知り合いに配慮のいるお子さんがいる人がいますが、私立園は先生たちも若いところが多く、すぐ療育に行ってくださいと他人任せです。先生を信頼していないわけではないですが、「見れない現実」があるということですよ。 私立園の指導についてどこまでできるのでしょうか？何かが起こればそれは私立園の責任になりますよね？ 市としての責任はどこで取るのでしょうか？私立園と協力してと言っていますが、限界があることは現場から声が上がっているはずです。 全ての責任を私立園になすりつけて、支援の必要な子どもは排除したいのでしょうか？守口から出ていけということでしょうか。これも実際保護者から転園を余儀なくされている話を聞いているはずです。日々、虐待のニュースが報道され、心痛く感じています。守口市でニュースになるような問題が起きててもよいのでしょうか。問題が起きてからでは遅いのではないのでしょうか？無くしてしまってからでは遅いです。 今一度考え直して頂けないでしょうか。	配慮が必要な児童については、既に民間施設でも受入れを行っていたりしており、年々受入れ人数も増加しているところです。本市としましては、公立施設だけがその役割を担うものではなく、市全体としてしっかりと受入体制を整えることが重要と考えており、障がい児加配補助制度や医療的ケア児受入支援事業の実施など、民間施設での受入体制を構築・支援するための施策を充実させているところです。さらに、市立にじいる認定こども園の民間移管を見据え、障がい児加配補助制度の補助基準額の拡充や、更なる保育士の確保方策の充実を図り、保育の量を確保するとともに、保育士等への研修、巡回支援の充実を図り、保育の質を確保するなどにより、民間施設における配慮が必要な児童の受入れへの支援の更なる充実を図ってまいります。これらの支援策を通じ、公立施設、民間施設を問わず、市全体として、配慮が必要な児童への支援をしっかりと行ってまいります。 また、本市では、配慮が必要な児童と直接接する保育士に対し、臨床心理士、言語聴覚士、元園長など専門的な知見を有する者が市内認定こども園等を巡回し、児童への接し方や保育方法の指導・助言を行う巡回保育支援事業を実施しており、配慮が必要な児童にかかる専門的な保育知識の習得、保育技術の向上に努めています。
42	第6章 こども・子育て支援事業計画（公立認定こども園の民間移管について）	子供がへってきていて、民営化に保育園・幼稚園をしていくことの保護者側、保育者側メリット、デメリットの具体例をあげて説明があればいいと感じた。こういう話も友人から共有されなければ注目できなかったのも、何かが変わる、動く際は、もっと誰でもわかりやすい内容で簡潔に市民に広報以外の方法で届けて頂きたいです。 効率第一だったり、保育者の安定雇用、保護者の利便性…他を考えると全ての方面にも対応できることは難しいかもしれないが、保育、教育する側と保護者、子どもとの信頼関係が築いてこそ、さらに子供が安心、安全に過ごせることが大切と考えます。	公立の認定こども園の民間移管の方針については、本市の行財政改革の指針である「守口市行政経営プラン」（令和6年2月策定）に明記しており、策定にあたっては、同プランのパブリックコメントについても広く、保護者を含む市民等に向けて実施しております。 これまで、民間移管の対象となった市立認定こども園等では、その利用児童の保護者に対し必要に応じて説明会を実施してきたところですが、今後も説明会等を通じて丁寧な説明に努めます。 また、パブリックコメントや計画策定の周知については、今後も市ホームページやSNSなどを活用し、わかりやすい内容で広く周知できるように努めます。

No.	カテゴリー	意見ごとの要旨	守口市の考え方
43	第6章 こども・子育て支援事業計画（公立認定こども園の民間移管について）	昔たくさんあった公立園が三つにまで減り悲しんでいたところ、今回全て民間委託すると聞いて反対の声をあげます。 だいぶ昔にはなりますが、娘を公立保育園に行かせていました。また、私立園にも行かせた経験があります。公立の先生方にはとてもお世話になりました。実際に二箇所通わせて思うのは、お金のかかり方の違いです。いくら保育料無償化といって昔とかかってくるお金の差は小さくなったといえど、その差はあります。ましてや昔ほど国民全体が裕福でなく、貧困層が増えている(ご存知ですよね)ので、その差は実質的には昔と変わらないと思っています。 これから守口市で子育てしていく家庭の支援にお金をしっかりかけてあげたいのです。民間園委託よりも先に市としての責任をしっかり持ってこそ私立園との協力ができると思いますよ。	本市では、令和元年10月からの国の幼児教育・保育の無償化に先駆け、平成29年度から全国の都市レベルでは初めての取組となる幼児教育・保育の完全無償化を実現しています。現在でも0～2歳児の無償化においては、本市では所得制限はなく、所得制限がある国と比較し、充実した子育て支援制度となっています。 さらに、副食費についても、市独自に4,500円/月を上限に補助を行っており、加えて就学後も小学校等給食費の無償化を行うなど、子育て世帯の経済的な負担の軽減を図り、子育て支援の充実を図っているところです。
44	第6章 こども・子育て支援事業計画（公立認定こども園の民間移管について）	娘を公立の保育園、私立の園両方に通わせていました。どちらもとてもお世話になりましたが、お金のかかり方が全然違いました。その時期はバブルでお金に困ってはいなかったので私立園を選択することができましたが、今のご時世、月々一万、二万の支出がどれだけ大きいかわかりますか？これからも景気が良くなる見通しがないです。娘にも苦勞させたくない。それからそれに続く孫、ひ孫まで。どんな人も受け入れてもらえる公立園をきちんと残してください。	本市では、令和元年10月からの国の幼児教育・保育の無償化に先駆け、平成29年度から全国の都市レベルでは初めての取組となる幼児教育・保育の完全無償化を実現しています。現在でも0～2歳児の無償化においては、本市では所得制限はなく、所得制限がある国と比較し、充実した子育て支援制度となっています。 さらに、副食費についても、市独自に4,500円/月を上限に補助を行っており、加えて就学後も小学校等給食費の無償化を行うなど、子育て世帯の経済的な負担の軽減を図り、子育て支援の充実を図っているところです。
45	第6章 こども・子育て支援事業計画（公立認定こども園の民間移管について）	妻が保育士をしており、民間園、公立園の役割の違いを聞いてます。(市役所の担当の方々はもちろんご存知ですよね。)それなのに公立園を全て無くすということに驚きと怒りを感じます。娘の園で妻が園長先生と話をされたところ、子育て会議で各園の園長先生が意見しても、一貫してもう決まったことのように会議が進むそうですね。会議は話し合いの場ではないのですか？ただの報告ですか？このパブリックコメントも形だけだしているのでは？現場の声を聞かずにどうやって私立園と協力していくんですか？そのように対応されてきたのなら、これからの子どもの受け入れについても私立園に無理を聞いてもらえないのでは？パブリックコメントではいいように書いていますが私立園のと連携がスムーズにいくようには思えません。また、これらのことは妻が保育士で内情をわかっているからこそきちんと反対できることです。一般の市民は詳しくは知りません。現場の人の声を聞かずに守口市の子育ての質が上がるとは到底思えません。民営化反対です。	乳幼児期の生活や遊びを通して、生活習慣を身につけ、こどもの主体性や豊かな感性、人と関わる力を育むことは、これからの社会を担う存在であることにとって大変重要であり、教育・保育が果たすべき役割は民間施設、公立施設を問わず、市全体として取り組むべきであると認識しております。 また、守口市子ども・子育て会議では、各委員の皆様でご審議いただき、会議の総意として守口市こども計画の策定について答申をいただいたところで。
46	第6章 こども・子育て支援事業計画（公立認定こども園の民間移管について）	市が運営している公立保育施設はさまざまな役割を果たしています。大きな役割のひとつに、セーフティネットとしての役割があります。 公立園だからこそ多国籍、医療的ケア児、要支援、要保護家庭の受け入れの必要があれば、対応できます。また、保護者にとって経済的なセーフティネットであり、民間園でも受け入れ可能なので本来ならしてはいいないが、現実問題、体制不足や、重度の障がい児・要保護家庭・医療的ケア児の受け入れは困難との回答などから、公立保育施設がその受け皿となっています。 また、大阪府下の自治体ではコロナ禍で休園した民間保育施設の子どもたちの受け入れを、公立保育園が臨時的に受け入れたり、民間園からの一方的な休園の対応を公立保育施設から保育士が緊急的に応援に行ったりすることもありました。 それは、公立の保育園に従事する職員は公務員であり、市民全体に奉仕する役割があるからです。 公立保育施設がなくなることで、その地域の子ども達の保育の場の選択が少なくなることは大きな問題であると感じます。 守口市では、公立保育施設を民間委託するという計画を立てているをことは、公的保育の役割を放棄するというのでしょうか？しっかりと役割を果たすためにも、公立保育施設は絶対になくしてはいけないと考えます。 守口市として、公的保育の役割をどのように考えているのか回答していただきたいです。	令和5年2月に策定した「第二期守口市子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しにおいて、今後の教育・保育の確保方策については、「民間主導」により、その時点時点の状況に合わせた定員確保策を民間園に柔軟に講じていただき、行政として民間園の取組をしっかりと後押しすることで、的確な受け皿を確保する形、つまり【公私連携による確保方策の確立、推進】が望ましいとの考え方を示しています。この考え方に基づき、令和5年度に小規模保育事業所5施設を新規開設し、令和7年度に保育所3施設を新規開設する予定です。さらに、令和9年度に市立外島認定こども園の民間移管に伴う園舎建替えにより定員拡大を図る予定であるなど、これまで「民間主導」により教育・保育の確保方策を講じてまいりました。 また、今回の公立認定こども園の民間移管については、令和6年2月に策定した本市の行財政改革の指針である「守口市行政経営プラン」に示された「順次、民間移管を進める」との方針に基づき、守口市こども計画（案）に記載があるとおり、民間移管に伴う定員拡大と利用児へのサービスの拡充を図るものです。 なお、保育の受け皿については、公立施設だけがその役割を担うものではなく、民間移管を進めるにあたり、民間認定こども園等の保育人材の確保、医療的ケア児、配慮が必要な児童の受入れ支援を含む教育・保育サービスの「質」及び「量」の充実に向けた更なる支援を進めることにより、市全体としてしっかりと受入体制を整えてまいります。

No.	カテゴリー	意見ごとの要旨	守口市の考え方
47	第6章 子ども・子育て支援事業計画（公立認定こども園の民間移管について）	（守口市こども計画 P117） 第6章 子ども・子育て支援事業計画(5)教育・保育の今後の確保方策について 〈確保方策の考え方〉 2号認定の中部エリア並びに3号認定の0歳児、1・2歳児の中部及び東部エリアについて、確保方策が不足する見込みとなっています。特に3号認定の1・2歳児の中部及び東部エリアにおける量の見込みに対する確保方策について大幅な不足が生じる見込みとなっています。 このことから、今後早急に更なる確保方策を講じる必要があることが示されました。 そのため、本市がこれまで進めてきた今後の教育・保育の確保方策については、「民間主導」により、その時点時点の状況に合わせた定員確保策を民間園に柔軟に講じていただき、行政として民間園の取組みをしっかりと後押しすることで、的確な受け皿を確保する形、つまり【公私連携による確保方策の確立、推進】との考え方にに基づき、今後の確保方策について、以下の項目を中心に実施を検討していきます。 なぜ3号認定児の大幅な受け皿を確保するために、民間委託しないといけなのでしょうか？公立保育園として、定員を増やすという考え方もできます。民間委託せずに、近隣で民間保育園開設に補助金を出したり、しっかりと後押ししていけばいいのではないのでしょうか？ なぜ、「民間主導」で受け皿の確保を考えているのでしょうか？市として「市が主導」して待機児童の受け皿の確保をしていかないのではないのでしょうか？	令和5年2月に策定した「第二期守口市子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しにおいて、今後の教育・保育の確保方策については、「民間主導」により、その時点時点の状況に合わせた定員確保策を民間園に柔軟に講じていただき、行政として民間園の取組をしっかりと後押しすること、的確な受け皿を確保する形、つまり【公私連携による確保方策の確立、推進】が望ましいとの考え方を示しています。この考え方にに基づき、令和5年度に小規模保育事業所5施設を新規開設し、令和7年度に保育所3施設を新規開設する予定です。さらに、令和9年度に市立外島認定こども園の民間移管に伴う園舎建替えにより定員拡大を図るなど、これまで「民間主導」により教育・保育の確保方策を講じているところです。これらの民間施設の開設においては、施設整備の補助金、運営においては、公定価格による給付費や本市独自の補助金等により支援しているところです。 また、今回の公立認定こども園の民間移管については、令和6年2月に策定した本市の行財政改革の指針である「守口市行政経営プラン」に示された「順次、民間移管を進める」との方針に基づき、守口市こども計画（案）に記載があるとおり、民間移管に伴う定員拡大と利用児へのサービスの拡充を図るものです。加えて、同プランにおける人員・組織体制の方針では、新たな保育士採用は行わないこと、民間移管の状況に応じ、任期付職員及び会計年度任用職員の採用を抑制することとしており、あらたに保育士を確保する必要がある公立認定こども園での定員拡大は考えておりません。以上のことから、保育の受け皿については、公立施設だけがその役割を担うものではなく、市全体としてしっかりと受入体制を整えることが重要であると考えています。
48	第6章 子ども・子育て支援事業計画（公立認定こども園の民間移管について）	（守口市こども計画 P117） 【3】民間認定こども園等の保育人材の確保、医療的ケア児、配慮が必要な児童の受入れ支援を含む教育・保育サービスの「質」及び「量」の充実に向けた更なる支援を進めます。 本当に民間園のみで受け入れが可能でしょうか？市として後押しすると言っていますが、「民間主導」と考えているのであれば、受け入れにあたっては市として強く要求できないだろうし、受け皿として、今ある公立保育施設を絶対に残すべきだと考えます。 今公立保育園の現場で働く保育士、職員が1番公立保育施設の重要性を感じていると思うので、計画について現場職員の声、また保護者の意見や声も聞くべきだと思います。計画を進めるのであれば、未来を担う子どもたちと関わる、現場の生の声を大切にしてください。	配慮が必要な児童については、既に民間施設でも受入れを行っていたいており、年々受入れ人数も増加しているところです。本市としましては、公立施設だけがその役割を担うものではなく、市全体としてしっかりと受入体制を整えることが重要と考えており、障がい児加配補助制度や医療的ケア児受入支援事業の実施など、民間施設での受入体制を構築・支援するための施策を充実させているところです。さらに、市立にじいろ認定こども園の民間移管を見据え、障がい児加配補助制度の補助基準額の拡充や、更なる保育士の確保方策の充実を図り、保育の量を確保するとともに、保育士等への研修、巡回支援の充実を図り、保育の質を確保するなどにより、民間施設における配慮が必要な児童の受入れへの支援の更なる充実を図ってまいります。これらの支援策を通じ、公立施設、民間施設を問わず、市全体として、配慮が必要な児童への支援をしっかりと行ってまいります。 また、医療的ケア児、配慮が必要な児童の受入れについては、きめ細かな利用調整を行うとともに、民間施設において正当な理由のない入園・入所の拒否が発生しないようしっかりと監督しており、本市が行う利用調整後（内定後）に入園・入所を拒否する場合は、当該施設から理由書を提出いただき、確認しています。仮に正当な理由なく入園・入所を拒否したとなれば、守口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第5条に規定する「正当な理由のない提供拒否の禁止等」にも抵触するため、本市から適切に指導を行います。 守口市こども計画の策定にあたっては、保育現場からのご意見もいただくため、子ども・子育て会議において民間認定こども園の代表者、公立認定こども園の園長に委員委嘱し、参画していただいております。さらに今回、守口市こども計画の策定にあたり、パブリックコメントを実施し、保護者様を含む様々な方から広くご意見を募ったところです。

No.	カテゴリー	意見ごとの要旨	守口市の考え方
49	第6章 こども・子育て支援事業計画（公立認定こども園の民間移管について）	人口減少についてです。あんなに細かく計算されて、これから人口減少の見込みがあるのに、公立園を民間委託していくのはなぜでしょうか？まだまだ先の話かもしれませんが、それによって民間園の運営が厳しくなり廃園になることについては考えておられないのでしょうか？これ以上民間園を増やすことはそのリスクがあると思います。民間園は廃園になっても問題ないのですか？	令和5年2月に策定した「第二期守口市子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しにおいて、今後の教育・保育の確保方策については、「民間主導」により、その時点時点の状況に合わせた定員確保策を民間園に柔軟に講じていただき、行政として民間園の取組をしっかりと後押しすることで、的確な受け皿を確保する形、つまり【公私連携による確保方策の確立、推進】が望ましいとの考え方を示しています。 また、今回の公立認定こども園の民間移管については、令和6年2月に策定した本市の行財政改革の指針である「守口市行政経営プラン」に示された「順次、民間移管を進める」との方針に基づき、守口市こども計画（案）に記載があるとおり、民間移管に伴う定員拡大と利用児へのサービスの拡充を図るものです。
50	第6章 こども・子育て支援事業計画（公立認定こども園の民間移管について）	守口市の公立保育所が無くなると聞きました。 率直に言いますと、色々な家庭環境や障害をもった支援の必要なこどもたちの行き場が無くなると思います。 実際、民間保育園で勤務の経験もありますが、本当にびっくりするくらい障害児がわかりません。むしろきついです。人手不足などを理由に受け入れられていません。本当は入所が決まったら拒否するなど、できないはずですが。障害児は民間園に入園しても、転園させられる、なども耳にしたことがあります。 その逆で公立保育所は、人手が不足しておりながらも、障害児や家庭支援の必要な方の入所が次々と決定しています。現場の人間としては人手不足で本当に大変ではありますが、そういった支援のいる子どもたちの行き場がなんとかあるんだな、と思っているところです。 公立保育所でしかできない保育、支援が本当にあると思っています。 なので、絶対に公立保育所を無くさずにどうか救われるべきこどもたちの居場所を継続できるようにしてもらいたいです。 こどもが減っている現状はありますが、支援の必要な子どもや家庭は確実に増えています。 民間園への受け入れ打診ももっとしていただきたいと思っていますが、公立保育所が無くなることは断固として反対させていただきます。	配慮が必要な児童については、すでに民間施設でも受入れを行っていたしており、年々受入れ人数も増加しているところです。本市としましては、公立施設だけがその役割を担うものではなく、市全体としてしっかりと受入体制を整えることが重要と考えており、障がい児加配補助制度や医療的ケア児受入支援事業の実施など、民間施設での受入体制を構築・支援するための施策を充実させているところです。さらに、市立にじいろ認定こども園の民間移管を見据え、現在、実施している障がい児加配補助制度の補助基準額の拡充や、更なる保育士の確保方策の充実を図り、保育の量を確保するとともに、保育士等への研修、巡回支援の充実を図り、保育の質を確保するなどにより、民間施設における配慮が必要な児童の受入れへの支援の更なる充実を図ってまいります。これらの支援策を通じ、公立施設、民間施設を問わず、市全体として、配慮が必要な児童への支援をしっかりと行ってまいります。 また、医療的ケア児、配慮が必要な児童の受入れについては、きめ細かな利用調整を行うとともに、民間施設において正当な理由のない入園・入所の拒否が発生しないようしっかりと監督しており、本市が行う利用調整後（内定後）に入園・入所を拒否する場合は、当該施設から理由書を提出いただき、確認しています。仮に正当な理由なく入園・入所を拒否したとなれば、守口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第5条に規定する「正当な理由のない提供拒否の禁止等」にも抵触するため、本市から適切に指導を行います。
51	第6章 こども・子育て支援事業計画（公立認定こども園の民間移管について）	公立認定こども園の民間委託について 守口市では、過去にも多くの市立保育所・幼稚園が民間委託されました。 すこやか幼児審議会では、保育・教育提供区域ごとに1施設とする。障がい児や特別な配慮を必要とする子どものセーフティネットとして役割、調査、研究実践の場とする等が再編整備に関する5つの基本原則とされています。また、2015年の同審議会では「もう1園の調整園を」「民間施設では担えない機能の位置付け、市が行うべき役割を果たすこと」という意見が出ています。 それらを反古にして全ての公立園を民間委託する事への疑問が禁じ得ません。 子ども子育て会議では、障がい児を受け入れる民間園が増えて来ていると回答されましたが、配慮を必要とする子どもさんをお持ちの保護者からは「やっと入れたと思って安心してたら退園を促され、保育園探しから本当に大変過ぎた。4園目の公立園が加配もつけて安心して預けられて子どもが毎日楽しそうにしている姿を見るととても嬉しい。」「発達障がいがあり、2園から退園を促された。加配を依頼してもだめで市の発達相談にはついてきて、補助金助成の同意書は書かされた。公立園に入園して手厚くフォローして頂いて子どもの行き渋りもなく、笑顔が増えて安心した。」と言う声があります。市はこのような実態をご存知無いと思わざるを得ません。 公立園も特徴ある私立園も選択出来る事が必要です。	平成27年11月に策定された、『守口市の市立幼稚園及び市立保育所に係る再編整備に関する基本計画』については、現在の公立3園体制に集約された時点で計画期間としては終了しているものです。 ついては、令和5年2月に策定した「第二期守口市子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しにおいて、今後の教育・保育の確保方策については、「民間主導」により、その時点時点の状況に合わせた定員確保策を民間園に柔軟に講じていただき、行政として民間園の取組をしっかりと後押しすることで、的確な受け皿を確保する形、つまり【公私連携による確保方策の確立、推進】が望ましいとの考え方を示しています。 また、今回の公立認定こども園の民間移管については、令和6年2月に策定した本市の行財政改革の指針である「守口市行政経営プラン」に示された、「順次、民間移管を進める」との方針に基づき、守口市こども計画（案）に記載があるとおり、民間移管に伴う定員拡大と利用児へのサービスの拡充を図るものです。 なお、保育の受け皿については、公立施設だけがその役割を担うものではなく、民間移管を進めるにあたり、民間認定こども園等の保育人材の確保、医療的ケア児、配慮が必要な児童の受入れ支援を含む教育・保育サービスの「質」及び「量」の充実に向けた更なる支援を進めることにより、市全体としてしっかりと受入体制を整えてまいります。

No.	カテゴリー	意見ごとの要旨	守口市の考え方
52	第6章 子ども・子育て支援事業計画（公立認定こども園の民間移管について）	117ページ東部エリアの公立認定こども園（にじいろ園）を民間移管するという計画には反対です。市内にはかつて20ヶ所もの公立保育園があり、公立の良さを生かした市直営の運営で質の高い保育が確保されてきました。その後次々と民間移管が進み、現在は、外島を含めわずか3園。今後もすべてを民間委託にするという計画ですが、 障がい児の受け入れ、保育の内容について保育サービスの質の低下をまねくのではないかと不安です。保育士の身分保証にも、きちんとされるのか疑問を感じます。公立園をどうかこのまま残して下さい。	配慮が必要な児童については、すでに民間施設でも受入れを行っていたいており、年々受入れ人数も増加しているところです。本市としましては、公立施設だけがその役割を担うものではなく、市全体としてしっかりと受入体制を整えることが重要と考え、障がい児加配補助制度や医療的ケア児受入支援事業の実施など、民間施設での受入体制を構築・支援するための施策を充実させているところです。 さらに、市立にじいろ認定こども園の民間移管を見据え、現在、実施している障がい児加配補助制度の補助基準額の拡充や、更なる保育士の確保方策の充実を図り、保育の量を確保するとともに、保育士等への研修、巡回支援の充実を図り、保育の質を確保するなどにより、民間施設における配慮が必要な児童の受入れへの支援の更なる充実を図ってまいります。これらの支援策を通じ、公立施設、民間施設を問わず、市全体として、配慮が必要な児童への支援をしっかりと行ってまいります。
53	第6章 子ども・子育て支援事業計画（公立認定こども園の民間移管について）	にじいろ認定こども園の民間移管により、どの程度確保数が増えますか？	市立にじいろ認定こども園で、過去に最大209人の園児を受け入れた実績がありますが、民間移管後の定員の設定については、各法人の保育の質・量に対する考え方、保育士の配置人数等は園運営に関わることから、今後実施予定の民間移管事業者の選考において、応募法人から提案をいただくことを想定しています。
54	第6章 子ども・子育て支援事業計画（公立認定こども園の民間移管について）	民間移管で浮いたお金で、民間を支援するとありますが、無償化以降どの程度支援に使われましたか？或いは無償化でどの程度お金がかかったのか等、検証の為にわかる範囲でデータを明らかにしていただけますか？	あくまで試算ですが、市独自の幼児教育・保育の無償化にかかる費用は、平成29年度から令和5年度までで合計約63億円となります。（平成29年度：約9.7億円、平成30年度：約12.1億円、令和元年度：約9.8億円、令和2年度：約8億円、令和3年度：約8億円、令和4年度：約7.8億円、令和5年度：約7.9億円） なお、令和元年10月からは国の幼児教育・保育の無償化が開始されたことから、市独自施策による費用は減少しています。
55	第6章 子ども・子育て支援事業計画（公立認定こども園の民間移管について）	さらに、今回の外島認定こども園及びにじいろ認定こども園の民間移管で、民間への支援を項目も含めてどの程度考えられているのか明らかにしていただけますか？	公立認定こども園の民間移管に伴い生じる効果額等を活用し、民間施設に対して①「認定こども園等障がい児保育・看護師配置補助金」の補助基準額の拡充、②更なる保育士の確保方策の充実、③保育士等への研修の充実、④保育士等への巡回支援の充実などを重点項目として、保育人材の確保、医療的ケア児、配慮が必要な児童の受入れ支援を含む教育・保育サービスの「質」及び「量」の充実に向けた更なる支援を進めます。

No.	カテゴリー	意見ごとの要旨	守口市の考え方
56	第6章 こども・子育て支援事業計画（公立認定こども園の民間移管について）	市立にじいろ認定こども園の民間移管について反対です。 公共の施設である。市民の財産である公立こども園を無くすことはしてほしくありません。公立に入りたくても入れない人がたくさんいるのになぜ民営化するのかわかりません。営利目的でない、公立の保育園に通わせたいです。民営化して、その後の保育士の確保はちゃんとできるのでしょうか。保育士が減って、保育の質が下がることはとても不安です。 保育士を必ず確保できるという保障はあるのでしょうか。具体的に示してほしいです。配慮のいる子どもが民間園で入園を断られている件については、どうするのでしょうか。配慮のいる児童の受け入れ支援とはどのようなものなのか具体的に示して下さい。公務員保育士も、我々市民の財産です。勝手に減らさないでほしいです。守口市から公務員保育士がいなくなってしまうこと、公立の行政機関としての保育園が無くなってしまうことを本当に不安に感じます。子どもたちや、保護者の苦しむことをこまめやってしまうというのは、守口市はもうじき財政破綻してしまうのではないかと不安になります。公立を市民に残して下さい。お願いします。	令和5年2月に策定した「第二期守口市子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しにおいて、今後の教育・保育の確保方策については、「民間主導」により、その時点時点の状況に合わせた定員確保策を民間園に柔軟に講じていただき、行政として民間園の取組をしっかりと後押しすることで、的確な受け皿を確保する形、つまり【公私連携による確保方策の確立、推進】が望ましいとの考え方を示しています。この考え方に基づき、令和5年度に小規模保育事業所5施設を新規開設し、令和7年度に保育所3施設を新規開設する予定です。さらに、令和9年度に市立外島認定こども園の民間移管に伴う園舎建替えにより定員拡大を図る予定であるなど、これまで「民間主導」により教育・保育の確保方策を講じてまいりました。 また、今回の公立認定こども園の民間移管については、令和6年2月に策定した本市の行財政改革の指針である「守口市行政経営プラン」に示された「順次、民間移管を進める」との方針に基づき、守口市こども計画（案）に記載があるとおり、民間移管に伴う定員拡大と利用児へのサービスの拡充を図るものです。加えて、同プランにおける人員・組織体制の方針では、新たな保育士採用は行わないこと、民間移管の状況に応じ、任期付職員及び会計年度任用職員の採用を抑制することとしています。以上のことから、保育の受け皿については、公立施設だけがその役割を担うものではなく、市全体としてしっかりと受入体制を整えることが重要であると考えています。その一つとして、安定的に保育士の確保することは重要であることから、保育士宿舍借り上げ支援事業により家賃補助（61,000円/月）を行うとともに、市内私立認定こども園等に新卒採用された保育士に対し、年間で最大40万円を支給する「民間保育士緊急確保支援事業」を令和3年度から実施しているところであり、引き続き民間施設における保育士の確保方策への支援に取り組んでまいります。 配慮が必要な児童については、すでに民間施設でも受入れを行っていたり、年々受入れ人数も増加しているところです。本市としましては、公立施設だけがその役割を担うものではなく、市全体としてしっかりと受入体制を整えることが重要と考え、障がい児加配補助制度や医療的ケア児受入支援事業の実施など、民間施設での受入体制を構築・支援するための施策を充実させているところです。 さらに、市立にじいろ認定こども園の民間移管を見据え、現在、実施している障がい児加配補助制度の補助基準額の拡充や、更なる保育士の確保方策の充実を図り、保育の量を確保するとともに、保育士等への研修、巡回支援の充実を図り、保育の質を確保するなどにより、民間施設における配慮が必要な児童の受入れへの支援の更なる充実を図ってまいります。これらの支援策を通じ、公立施設、民間施設を問わず、市全体として、配慮が必要な児童への支援をしっかりと行ってまいります。 加えて、障害がある児童の受入れについては、きめ細かな利用調整を行うとともに、民間施設において正当な理由のない入園・入所の拒否が発生しないようしっかりと監督しており、本市が行う利用調整後（内定後）に入園・入所を拒否する場合は、当該施設から理由書を提出いただき、確認しています。仮に正当な理由なく入園・入所を拒否したとなれば、守口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第5条に規定する「正当な理由のない提供拒否の禁止等」にも抵触するため、本市から適切に指導を行います。
57	第6章 こども・子育て支援事業計画（公立認定こども園の民間移管について）	私は民営化に反対です。子どもが2人おり、上の子は、にじいろを卒園、下は在園中で、この春に卒園ですが、思い出たくさんのにじいろ、お世話になった先生方にもにじいろに残っていてほしいです。 そして何より、これから子育てしていく市民の家庭に公立園を残してほしいです。民営化することを市民は望んでいますか？ 反対の手はあがっても、賛成の声はないですね？守口市役所で行われた、子ども子育て会議の傍聴にも行かせてもらいました。 もっと子育て経験のある方、現状がわかる方をメインに会議された方がいいかと思いました。待機児童や障害があり、付きそいが必要な子どもたちにも寄りそっていただけませんか？守口市の幼稚園すべて民営化してしまうと、困る市民がたくさんいます。そこをケチらないで、税金使い方を間違えないで下さい。「検討します」では駄目です。もっと住みやすい、子育てしやすい市になるように願っています。	守口市子ども・子育て会議については、市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議するため、設置されているもので、幼児・教育保育施設の代表のほか、学識経験者や福祉関係団体の代表、市民公募委員等に委嘱し、ご審議いただいているものです。

No.	カテゴリー	意見ごとの要旨	守口市の考え方
58	第6章 こども・子育て支援事業計画（守口市立児童センターについて）	（児童センター廃止について）「それなら仕方がないか」と思える理由を説明してほしいです。増やしてほしいくらいなのに減らす意味が理解できない。子ども中心とは？どういう考えですか？ 予約制の施設は利用しづらい。子育ては何もかも思うようにすまないの で、予約時間通りに動くのは母子ともにストレスなので、好きな時間に気軽にフラットに行ける児センは本当にありがたいです。 利用者（子・親）の様子を見た事はありますか？知った上での廃止の判断ですか？職員さんの存在も心づよいですし、ママ同士でさーっと悩みを共有できる安心感があります。息苦しさから解放されて助かります。「悩んでるママ集まれ！」みたいなのではなく、世間話と言えるのが良い。・一般家庭ではなかなか手が出せない額や量のおもちゃがある上に、近い月齢や小学生のお兄さんお姉さん、職員さんやママさんと関われるので、発達にも良い影響があると思います。 私に児センを紹介してくれた友人が家庭の事情で引っ越したのですが、「児センに行けなくなるのだけが心残り」だと言っていました。それほど素晴らしい場です。児センがあるから自宅保育ができています。保育園に簡単に入れない状況で廃止は絶望でしかない。	児童センターは、乳幼児向けの地域子育て支援拠点と小学生の遊びの場の2つの機能を有しています。 乳幼児向けの地域子育て支援拠点の機能としては、今後必要と考えており、新たな地域子育て支援拠点事業の実施者を公募することで、子育て親子の遊びと交流の場としての機能を充足することとしております。 児童センターの小学生の遊びの場として機能は「もりぐち児童クラブ登録児童室」で対応できているため、廃止を予定しています。代替となる地域子育て支援拠点の実施者の募集に当たっては、予約無しでの利用など市民の方がより利用しやすいものとなるよう、募集条件を検討します。
59	第6章 こども・子育て支援事業計画（守口市立児童センターについて）	11か月1児の母です。ほぼ毎日利用しており、廃止されると本当に困ります。家では狭く、友だちもいないため、すぐにぐずってしまいますが、センターでは終始ご機嫌で交流もできています。他の地域子育て支援拠点を充足させるといいますが、徒歩で行動しているので場所がどこにあるかがとても大事です。	児童センターの代替となる地域子育て支援拠点は、東部エリアで確保する予定です。代替の地域子育て支援拠点の実施者の募集に当たっては、既存の地域子育て支援拠点の立地も考慮し、市民の方が利用しやすいものとなるよう、募集条件を検討します。
60	第6章 こども・子育て支援事業計画（守口市立児童センターについて）	児童センターは私たち子育て世代にとって本当に有難い施設です。特に保育園が保留になっている家庭は自宅だけでは遊ぶ場が足りません。児センでは無料招待講座もあり、とても貴重な施設なのでそれがなくなってしまうのはとても残念です。児センに代わる子育て支援センターを心から期待しています。	児童センターの代替となる地域子育て支援拠点においても、無料の子育て講座を実施する予定としており、利用満足度の高い地域子育て支援拠点となるよう取り組みます。

No.	カテゴリー	意見ごとの要旨	守口市の考え方
61	第6章 こども・子育て支援事業計画（守口市立児童センターについて）	児童センターは小学生と乳幼児、施設内でそれぞれ活動エリアが分けられていますが、廊下など境界が曖昧な場所もあるので関わりたい・関わって欲しい・関わってもらっても大丈夫だとお互いが思った時に触れ合いの時間が持つことができます。触れ合うことによって小学生は自分より弱い者への優しさの向け方話し方を学べ、乳幼児はお兄さん、お姉さんからの刺激を受け、お互いに成長に良い効果が得られると感じています。小学生だけでなく、乳幼児とその親がそれぞれ絶妙な距離感で利用できるそんな場所は他にはありません。 同じ空間で選べる場所はあっても様々な動きができる小学生は、どうしても乳幼児にとって危険な存在になってしまう事もあります。逃げたり避けたりができない乳幼児がその場せ遊ぶのを諦めるしかありません。かといって、小中学生の動きに制限を掛けたり我慢を強いることは望んでいません。ですが共存となるとどうしてもどちらかが我慢をしたり諦めないといけなくなりますが、児童センターにはそれがありません。 児童センター廃止後、このように乳幼児と小学生が適度な距離感で関われる場所があるのかお聞きした所、公園を提案されましたが歩くことができない乳幼児は地面でずり這いさせる事もできません。公園では遊ぶ事ができません。歩けるようになってもまだこちらの言うことがわからない月齢・年齢だと砂や石やボイ捨て煙草を口にしないようにずっと神経を尖らせていないといけませんし、ボール遊びは禁止されている上にうるさいと怒られたりもします。その上、公園はいろんな人が簡単に出入りできてしまうので、子どもの近くで平気でタバコを吸う方が来れば、こちらは子どもが居るのでトラブルに発展したらと思うと安易に注意もできないのでこちらが公園を後にするしかありません。喫煙禁止の看板の前でも平気で吸われるので看板は効果ありませんし、警備員配置も現実的ではないので何の落ち度もない者が我慢を強いられています。昨今の悲しいニュースを見ていると不審者にも気を張らないといけません。小中学校の親御さんも共働きだったり、年齢的に着いて回れなかったりでどうしても見守れず不安があると思います。 その点児童センターは、煙草は勿論、不特定多数の人が出入りする事もないですし、親、センターの方々という素性が知れた大人の目と関心が公園より圧倒的に多く、不審者に怯えず安心して選べます。歩くことができない乳児も安全なお部屋で寝転んだり、ずり這い、ハイハイをして過ごせます。親同士の関係の構築も、公園では同じ敷地内にいてもどうしても話し掛けるハードルが高く関わるのが難しいですが、児童センターは公園と比較すると室内で少し安全性も高い為、気をそこまで張らないで居られるので会話も公園より出来ます。それにより悩みを打ち明けたり、情報共有ができ、大変救われます。 （ごはんを食べない）そのたった一つの原因で（身体の成長の遅れ）（知能などの発達遅れの遅れ）2つ以上の不安が生まれます。 そして話していくうちに、大丈夫だという安心感と夜泣きが酷かったのは空腹のせいだという情報、調理の工夫という知識を得ることができ、その日のうちに実践したところごはんを食べてもらえるようになり、夜も寝てくれて何気なくした発言から親子共に救われたという経験もあります。 悩み相談というより、世間話感覚で話した事でし、解決された事によりそれが私の中で大きな不安とストレスになっていた事に初めて気づけました。 子どもは遊び、親同士は地域のことや世間話、子育てや家庭の話等ができ、情報交換や不安の解消、違和感があれば早期に気づくことができた、児童センターのように親子共に救われる場合は子育てに必要なだと思います。 先述の通りどうしても子育てし始めは情報に疎いです。 私自身たまたま同級生が同じ守口市に住んでいたおかげで、児童センターを知ることができました。そしてこういう情報はこのように口コミで広がっていきますが、人間関係がないと知りません。今も気になっているもののどういう施設なのかかわらず利用に躊躇しておられる方、児童センターの存在そのものを知らない方が大勢いると思います。利用者が減ったから、少ないから必要ないと判断して潰すのは違うと思います。失礼ですがその部分に関しては市の力不足だと感じます。失くすのではなく、利用者の増やし方を考えた方が誰も不幸にならずに済むと思うのですがどうでしょうか。 例えばどうすれば増えるのかの案をパブリックコメントのように募集したり、金銭面が厳しいのであれば、月、半年、年間などで利用料を設けるのもありだと私は思います。 予約制の施設は子育て世帯にはハードルが高いことも理解してほしいです。 子育てはどうしてもイレギュラーが多発し、思うように物事が進まないことが当たり前です。そんな日常で、予約制の施設に予約時間までに行くハードルの高さ、急かさないといけない親の気持ち、急かされる子どもの気持ち、お互い疲弊してしまいます。そうすると予約するというスタートラインに立つ事すらあきらめざるをえなくなります。 小学生は自力でどこへでも行く力と、自ら友達を作る能力がありますし、その親は子どもの年齢分の経験や人間関係がありますし、学校というコミュニティにも所属しているのですさまざまな情報や知識を受動的に得ることが可能ですが乳幼児とその親にはそれがありません。 どうしても乳幼児は伸び伸びと遊べる場は限られます。親同士の人間関係ができあがっていれば場所の情報を得られますが、第一子だと親同士の人間関係がまだ構築出来ていない為、まず自ら動いて親同士の関わりを持ち、信頼関係を築いて行く必要があります。そこで初めて情報を得たり、お互いもっている情報や知識を共有できます。 それが児童センターでは自然な流れで構築できます。 そんな小学生や、乳幼児、その親から安心安全な施設を奪わないでください。ご検討よろしくお願ひします。	乳幼児と小学生が交流する場を新たに整備する予定はありませんが、子育て親子の交流の場は、児童センターのほか民間認定こども園6か所でも実施している地域子育て支援拠点で提供しています。児童センター廃止後は代替の地域子育て支援拠点を確保する予定ですので、親子の交流の場としてご利用ください。 また、市立図書館や多くのコミュニティセンターには、絵本があり、乳幼児が靴を脱いであがれるスペースがあります。 児童センターの認知度は、ニーズ調査において82.9%であり、広く周知されている状況です。また、広報誌や新生児訪問等において市民に周知するなど、積極的な周知に取り組んでいるところです。 児童センターが持つ小学生の遊びの場として機能は、利用者のほとんどが梶校区の小学生になっており、同様の機能は「もりぐち児童クラブ登録児童室」で対応できています。 乳幼児向けの地域子育て支援拠点の機能としては、子育ての不安感や負担感を軽減するため、今後も必要と考えていますので、代替の地域子育て支援拠点を確保する予定です。 児童センターの代替となる地域子育て支援拠点の募集に当たっては、予約無しでの利用など市民の方がより利用しやすいものとなるよう、募集条件を検討します。

No.	カテゴリー	意見ごとの要旨	守口市の考え方
62	第6章 こども・子育て支援事業計画（守口市立児童センターについて）	児童センターの廃止が計画されていますが、説明会が1月18日（土）に実施されました。遅くはなかったのですか？また、廃止後の土地・建物はどうされるのですか？	説明会は、1月広報誌に掲載し、周知に一定期間を要することを考慮し、1月18日（土）に開催しました。廃止後の土地・建物の活用方法については、今後、全庁的に検討を行います。
63	第6章 こども・子育て支援事業計画（守口市立児童センターについて）	児童センターで実施されている事業は、どこでどのように継承されるのですか？コミュニティセンターで実施される場合は無償になるのでしょうか？	児童センターで実施している子育て講座などの事業は、代替となる地域子育て支援拠点で引き続き実施します。代替となる地域子育て支援拠点の実施者は、令和7年度に募集する予定ですので、実施場所は未定です。また、実施場所に関わらず地域子育て支援拠点は、無料で利用できます。
64	第6章 こども・子育て支援事業計画（守口市立児童センターについて）	児童センターの事業継承に対する検証委員会などは立ち上げないのですか？	児童センターで実施している地域子育て支援拠点は、現在民間認定こども園と同様に実施しており、特別な事業継承は不要であると考えています。そのため、委員会などを立ち上げる予定はありません。
65	第6章 こども・子育て支援事業計画（守口市立児童センターについて）	児童センターの廃止理由の1つに利用者数の低下とありましたが、各エリアのこども園に設置されている支援拠点はどのようなのでしょうか？予約の必要性や利用時間の制限などから利用しづらく利用されている方も少ないので他のお子さんや保護者の方との交流ができない印象があり、説明会に出席されていた方の意見も同じようでした。実際私は徒歩5分、10分程に2ヵ所ありますが15分程かかる児童センターを利用しています。 それぞれの利用状況、加えて満足度を見てどこを残すのか検討して頂きたいです。もちろん同じ経費だとは思いますが、上記の現状から確認して何を削るべきか？実際に利用している人の声を聞いて欲しいと感じました。 でなければ、もし新たに今ある支援拠点と同じようなものが児童センターの代わりにできても利用しないだろうなあと思います。 私も夫も他県の出身のため友人や知り合いが守口市にはいませ。両親も近くにいるわけではないので不安な中、初めての子育てがスタートしましたが、児童センターのおかげでお話できる職員さんや保護者の方とお会いでき、ちゃんと子どもをかわいいと思って日々接することができており、有難く思っています。なので、一番はやはり廃止にならないで欲しいです。 守口市は子育て支援に力を入れていると思っていたので、だからこんな良い施設があるんだなめと感じていたので廃止の案が出ていることが残念です。 説明会でも新しくできるところが本当に良いものができるのだろうかと思う不安になりました。なので、もしそうなるとしても利用者の声を聞き、意味のあるものをつくってもらいたいと思います。。	子育て親子に係る地域子育て支援拠点の機能としては、今後も必要と考えており、児童センターの代替となる地域子育て支援拠点事業の実施者を公募し、子育て親子の遊びと交流の場としての機能を充足することとしております。 ご意見の内容も踏まえ、代替となる地域子育て支援拠点の実施者の募集に当たっては、予約無しでの利用など市民の方がより利用しやすいものとなるよう、募集条件を検討します。 また、既存の地域子育て支援拠点がより利用しやすいものとなるよう、市としても引き続き取り組みます。
66	第6章 こども・子育て支援事業計画（守口市立児童センターについて）	今回の児童センターの廃止に関する案内を頂いた際「ここがなくなることになりました」とセンター長さんに言われました。説明会で初めて決定ではないこと、また、パブリックコメントの存在を知りました。。 情報は正確に伝えていただきたいですきっと同じような方がたくさんいると思います。（私の周りの方も同じようでした）。 もしきちんと伝えられていたら、説明への参加者や意見の数も全く違うものになっていたのでは？と思います。 市は決定ではないと言いつつも、もうそれが確定の方で動いていて、これも形だけなのかと感じてしまいます。	児童センターにおいて正確な情報をご案内できず、誠に申し訳ございません。 児童センターの廃止については、守口市こども計画（案）のパブリックコメント募集において、廃止する方針を記載しておりますが、市としての計画の成案化及び市議会における議決を経て最終的に決定します。
67	第6章 こども・子育て支援事業計画（守口市立児童センターについて）	0才の時から児童センターを利用させていただいています。 自宅の周りでは保育園のイベントや園庭開放がありますが、予約なしでは参加できなかったり、空いていない日があったりする為少し利用しづらいです。いつでも予約なしでべる安全な遊び場は児童センターしかないため、わざわざ自転車で20分かけて遊びにきています。 寝屋川市の有料遊び場「RIRATTO」（リラット）にも時々遊びに行きますが、子どもが満足する設備やおもちゃがたくさんあり、土日にも開いているので大変助かっています。守口市にも、有料で良いのでリラットのような施設はできないのでしょうか？	市において、有料の遊び場を整備する予定はありませんが、児童センターの廃止に際しまして、子育て親子に係る地域子育て支援拠点の機能は必要と考えているため、令和8年4月から事業を開始する新たな地域子育て支援拠点事業の実施者を公募し、子育て親子の遊びと交流の場としての機能を充足する予定としております。 また、既存の地域子育て支援拠点がより利用しやすいものとなるよう、市としても引き続き取り組みます。

No.	カテゴリー	意見ごとの要旨	守口市の考え方
68	第6章 こども・子育て支援事業計画（守口市立児童センターについて）	児童館があることで、子供も大人もみんなが笑顔で過ごせるので出来れば無くなってほしくない。 もし民間に委託するのであれば、予約不要・費用無料など児童館同様の条件で利用したい。	児童センターは、乳幼児向けの地域子育て支援拠点と小学生の遊びの場の2つの機能を有しています。 子育て親子に係る地域子育て支援拠点の機能としましては、今後も必要と考えており、新たな地域子育て支援拠点事業の実施者を公募することで、子育て親子の遊びと交流の場としての機能を充足することとしております。 地域子育て支援拠点については、無料で利用できます。予約の必要性については、代替となる地域子育て支援拠点を募集に当たり、予約無しでの利用など市民の方がより利用しやすいものとなるよう、ご意見の内容も参考にしつつ、募集条件を検討します。 なお、小学生の遊びの場の機能としては、守口市内全小学校に設置している「もりぐち児童クラブ登録児童室」を無料で利用することが可能です。
69	第6章 こども・子育て支援事業計画（守口市立児童センターについて）	児童センターの利用率が施設リニューアル時と比べ2万人→1万人に減であることを理由の1つに挙げていましたが、そもそもの利用人数の目標数値などがあったのでしょうか？R4比較では千人ほど増えているし、コロナ後ということで、まだ回復の途中であった可能性もあります。利用目標に長期で足りていないという事実などあれば教えて下さい。	第二期守口市子ども・子育て支援事業計画においては、令和6年度における利用者の目標数値を13,500人としており、令和5年度の利用者数は11,456人と、目標数値に若干届かない状況でした。 利用者数も施設廃止の理由の一つではありますが、その理由のみで廃止するものではありません。
70	第6章 こども・子育て支援事業計画（守口市立児童センターについて）	地域子育て支援拠点事業について、R8.3時点で、代替業者が決まっていなかった場合を想定されていない（必ず見つける、とおっしゃっていた）ようでしたが、まだめばしい事業者がいるかも不明で、利益が少ないであろう事業に手をあげるとは思えないのです。どのような確信を持っていらっしゃるのですか？根拠を教えてください。	地域子育て支援拠点事業は、これまで平成28年度、令和2年度に実施者の募集を行い、1か所ずつ新たに開設し、現在、民間認定こども園6か所において実施しているところです。 令和7年度に募集する際には、民間認定こども園をはじめとする事業実施者を確保するために最善を尽くします。
71	第6章 こども・子育て支援事業計画（守口市立児童センターについて）	児童センター廃止による費用対効果を具体的に数値で教えてください。	すべての費用対効果をお示しすることは難しいですが、令和6年度の児童センターに係る予算は、人件費を含め約5,400万円を計上しています。 令和8年4月から実施予定の代替となる地域子育て支援拠点に係る経費としましては、実施主体となる民間事業者への補助金として、約900万円を支出することとなります。
72	第6章 こども・子育て支援事業計画（守口市立児童センターについて）	（児童センターの廃止について、代替案もないまま、次の事業の見込みも立たない中の児童センターの廃止には反対します。特に乳幼児とその保護者の利用度は高く、利用満足度も大きいです。まず、小さい子どもがいる保護者が、短い利用時間のために予約をしなければならないことの精神的苦痛が、無い施設を残してほしいです。予約なしで利用できること、利用可能時間が10:00～17:00と長いことも大切な魅力です。1時間で帰らされる他の拠点と大きく違う点です。それと、職員が常駐して下さることも心強いです。保護者同士の交流がゆっくりとできる児童センターは市民の大切な拠り所となっています。これを代替案もなく奪うことはやめてほしいです。児童センターの利用満足度をきちんと調査して、市民の声をちゃんと聴いて下さい。孤独なお母さんをこれ以上増やすことは止めて下さい。	児童センターの廃止に際しまして、子育て親子に係る地域子育て支援拠点の機能は必要と考えていますことから、令和8年4月から事業を開始する新たな地域子育て支援拠点事業の実施者を公募し、子育て親子の遊びと交流の場としての機能を充足する予定としております。 代替となる地域子育て支援拠点を募集する際には、より市民の方が利用しやすいものとなるよう、予約の必要性や利用時間などのご意見の内容も参考にしつつ、募集条件を検討します。
73	その他	大阪は路上喫煙者が多すぎです。田舎ならまだわかりませんが、首都圏ですしかなり時代遅れだと感じています。安心安全で健康的な美しい守口市で子育てがしたいです。コンビニの外にある灰皿も撤去を義務にしてください。	市では、守口市路上喫煙の防止に関する条例を制定し、迷惑な路上喫煙をしないよう、喫煙マナーの向上に向けた啓発を実施しています。 コンビニ等の喫煙所については、私有地内であること、また撤去することにより路上における迷惑な喫煙を誘発するおそれがあるため、規制等は考えておりません。 非喫煙者と喫煙者が共に安全で快適な環境で過ごせるよう、引き続き喫煙マナーの向上に向け啓発に取り組みます。
74	その他	選挙運動の際、大音量で活動している方がいます。公職選挙法をちゃんと守ってほしいです。私の家は病院のすぐ近くなのに、目の前に立って演説されて迷惑です。ただでさえ寝不足で疲労しているのに、子どもがお昼寝したときにそれで起こされてストレスです。	選挙運動は公職選挙法という法律により期間や方法が限定されています。候補者が街頭演説をするのも、法律に基づき候補者ができる選挙運動の方法のひとつです。 公職選挙法では、街頭演説は、午前8時から午後8時までの間は認められており、音量の規制はありません。しかし、学校及び病院、診療所その他の療養施設の周辺では静穏を保持するよう努めなければならないという規定があります。当該規定は、候補者説明会の際に配る「候補者のしおり」にも記載しておりますが、説明会の際に引き続き周知を行っていきます。

No.	カテゴリー	意見ごとの要旨	守口市の考え方
75	その他	守口市のホームページの新着情報から守口こども計画案のパブリックコメントの募集を知り、市内のいくつかの施設で閲覧できるとありましたので、見に行きました。南部エリアコミセンの入り口でパブリックコメントのポストがありましたが、違う課題のパブリックコメントでした。奥の方まで入って探してやっとこども計画案を見つけました。ファイルを手に取り開けてみようと、せっかくのイラスト入りのカラフルなやさしい版が本編の後ろに白黒印刷で綴られていました。カラー印刷して本編の前に綴るか、もしくはファイルとは別に置いた方が手に取って読んでもくれる人がいるだろうにと残念に思いました。そして、家で読みたい場合はどうすればいいのか事務所に尋ねると、「1枚10円のコピーですね。ここでゆっくり読んでください。」と言われました。160ページです。1600円かかることになります。私は家で、赤線など引きながら読まないと頭に入らないので、家でプリントすることにしました。市民のパブリックコメントを求めるのなら、貸出用のファイルを用意するという工夫がいるのではないのでしょうか。	パブリックコメントの意見箱については、各公共施設へ配置をしており、意見箱等の設置場所については各施設において配慮いただいております。 守口こども計画（案）については、各公共施設への配架及び市ホームページへの掲載という方法での公開を行っているところです。また、やさしい版のカラーについても市ホームページに掲載しています。
76	その他	計画案を何回か目を通しましたが、なかなか読んだという実感はもてませんでした。そして感じたのはもっと読みやすくわかりやすいものにできないのかということでした。その意味でやさしい版があったのは助かりました。しかし、何度か読み返しましたが、守口市が何をするのか具体的なことが見えませんでした。6ページに、こどもが相談できるところが掲載されていますが、それぞれの所で具体的にどんなことが相談できるのかを記載されていたらもっといいなと思いました。 本編の方には計画をすすめる守口市の担当課が記されていますが、相談できるところが記載されていたらもっとわかりやすいと思います。特に経済的に困ったときは、現在の様に自己責任論がいきわたっている社会では、どこに相談すればいいのかが、なかなか市民からは見えません。まさに出産・子育ては自己責任ではなく、社会が見守り社会全体の問題として進めるというこの計画を、実際の社会で実現していくためには、この計画を市民みんなのものにしなければなりません。ぜひ読みやすくわかりやすく守口市も地域も市民も取り組める計画にしていきたいと思います、気が付いたことを述べます。 計画は計画を作ることが目的ではなく、その計画が実施されて計画の目標が達成するためのものです。 まず、4ページに他の計画との関係が記されていますが、平成27年11月に守口市すこやか幼児審議会で可決された『守口市の市立幼稚園及び市立保育所に係る再編整備に関する基本計画』が入っていないのは何故なのでしょう。この基本計画には、6点の市立施設の役割と再編整備に関する5つの基本原則が明記され、そして、最後に9. 本計画の進捗管理(2) 修正の場合の手続きとして、本計画の記載事項のうち、再編整備に関する5つの基本原則、市立施設の統廃合の時期の前倒し、市立認定こども園の箇所数の削減又は市立認定こども園の設置場所の変更を行う必要が生じたときは、守口市すこやか幼児審議会の意見を聴くこととします。となっています。この『守口市の市立幼稚園及び市立保育所に係る再編整備に関する基本計画』は当時の市議会議員や学識経験者、そしてこどもの保護者である市民代表など13名の委員が6回の会議を経て作られた計画です。 しかし、今回の『こども計画案』には、この計画はなかったことになっているのですか。修正の場合の手続きのすこやか幼児審議会の意見は聞かれたのですか。経過を知らせて下さい。	守口こども計画の策定にあたり、やさしい版を作成しました。やさしい版については、守口こども計画（案）の全体像をわかりやすく記載し、ご理解を深めてもらうとともに、大人だけでなくこどもにも広く周知する役割を含めて作成しております。そういった側面から、こどもがやさしい版を手にとった際に相談できるところを周知したものです。 次に、平成27年11月に策定された、『守口市の市立幼稚園及び市立保育所に係る再編整備に関する基本計画』については、現在の公立3園体制に集約された時点で計画期間としては終了しているものです。 令和5年2月に策定した「第二期守口市子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しにおいて、今後の教育・保育の確保方策については、「民間主導」により、その時点時点の状況に合わせた定員確保策を民間園に柔軟に講じていただき、行政として民間園の取組をしっかりと後押しすることで、的確な受け皿を確保する形、つまり【公私連携による確保方策の確立、推進】が望ましいとの考え方を示しています。 また、今回の公立認定こども園の民間移管については、令和6年2月に策定した本市の行財政改革の指針である「守口市行政経営プラン」に示された、「順次、民間移管を進める」との方針に基づき、守口こども計画（案）に記載があるとおり、民間移管に伴う定員拡大と利用児へのサービスの拡充を図るものです。
77	その他	小中学校の統廃合も進められていますが、子どもが減ったからといって統廃合するのではなく、少人数（30人）学級実現に向けて進めるときです。	学級編制については、国が教職員定数の配置基準とその財政負担を法律に基づいて行うものであることから、引き続き国に対して要望していきます。
78	その他	保育所・幼稚園・学童保育・発達支援センター・児童センターなどこどもに関わるあらゆる施設を守口市は民間主導として、指定管理や民間移管そして廃止など進めています。市として子育てに責任を持つなら市の直営で進めるべきです。 守口市で作るこども計画です。守口市は早くから積極的に公立保育所・幼稚園を設置してきました。その歴史も踏まえて、国や府の計画を土台にするのではなく、守口市の現状を土台にして計画を立てるべきです。国や大阪府と同じニーズ調査で守口市の実態、市民の生の声がくみ取れたのでしょうか。公私含めてこども・子育てに関わるあらゆる施設の職員・保護者・こどもそして関心ある市民の、現状に対する意見を活かした計画を立ててください。	本市においては、「民間でできることは民間で」の考え方の下、民間事業者のノウハウを活用した効果的かつ効率的な事業実施に取り組んでいるところです。 守口こども計画（案）は、外部の有識者等で構成される守口市子ども・子育て会議での審議・答申を経たもので、加えて、市民の皆様の意見を広く聞くことを目的としパブリックコメントを実施しています。

No.	カテゴリー	意見ごとの要旨	守口市の考え方
79	その他	これは守口市に言っても仕方のないことですが、待機児童ゼロというのは、待機児童の定義がそもそもおかしいので大々的に言うのはどうかと思います。待機児童ゼロに向けて頑張っておられることは承知していますが、困っている人もいるということはわかっていて頂きたいです。私が娘の入所の時に相談に行った時も、「あ〜無理ですねえ。」と寄り添う姿もなく、淡々と業務をこなしている感じに怒りを覚えたことを今でも覚えています。一般の方々もなんとなく、待機児童ゼロでも希望の園に入れないというのは感じられてきているかと思いますが…	令和6年4月1日時点における待機児童はゼロですが、希望する保育施設を利用していない児童がまだまだいることは承知しており、令和5年度に小規模保育事業所5施設を新規開設し、令和7年度に保育所3施設を新規開設する予定です。さらに、令和9年度に市立外島認定こども園の民間移管に伴う園舎建替えにより定員拡大を図るなど、これまで「民間主導」により教育・保育の確保方策を講じてまいりました。今後も引き続き、待機児童ゼロはもとより、未利用児童の解消に向けて、民間施設での保育士の確保方策への支援による受け皿確保を図るとともに、きめ細かな利用調整を図ってまいります。また、ご指摘の入所相談については、これまで以上にご相談者様に寄り添った対応を心掛けるよう職員に周知徹底してまいります。
80	その他	以前、市民の声に送らせていただいた意見についてもパブリックコメントに関することがあるのでこの場を借りて返信させていただきます。 外部の有識者等で構成する「<u>守口市子ども・子育て会議</u>」のご意見をいただきながら、今後の<u>就学前児童数の推移</u>や、<u>市内保育の受け皿確保の状況等を踏まえた確保方策を含む「（仮称）守口市こども計画」の策定を進めている</u> このことについて、娘の園の園長先生と話をさせていただきました。この会議の中で各園の園長先生方が必死に声を上げてくださっているそうですね？現場のリアルな声です。しかし会議はもう決定事項のように進んでいくと聞きました。それって本当に会議なんですか？ただの報告ではないのですか？現場の声を聞かずに保育の質が上がるとは到底考えられません。何でもかんでも私立園に委託する前に、まずは私立園の問題にも耳を傾けるべきではないのですか？これから【公私連携による確保方策の確立、推進】していくのに、本当に友好な関係性ができているのですか？不安しかありません。 民間活力による定員の引き上げを図るとありますが、それが公立園でできないのはなぜですか？ 1番問題視しているのは障がい児保育や支援家庭の受け入れについてです。返信では、次に、配慮が必要な児童については、すでに民間施設でも受け入れを行っていただいております、年々受け入れ人数も増加しているところです。本市としましては、公立施設だけがその役割を担うものではなく、市全体としてしっかりと受入体制を整えることが重要と考え、障がい児加配補助制度の実施や、医療的ケア児受入支援事業の実施など、民間施設での受入体制を構築・支援するための施策を充実させているところです。とありましたが、これは結局綺麗事にしか聞こえず、実質的な責任は私立園にありますよね。私立園では若手の先生が多いところが多いです。今まで公立園で受け継がれてきた公立保育の在り方、保護者対応ができなくなることが残念でなりません。また私立園の保育士は離職率も高く、ベテランと言われるまで続ける方々は何割なのでしょう？まだまだ目の前の子どもの保育に精一杯の先生たちが、重たい支援家庭、配慮が必要な子どもにどこまで寄り添えるでしょうか？(寄り添いたくても経験値的に難しいことは自分が若手のことを思い出すと容易に想像できます。)きちんと市として責任が持てる場(公立園)をなくさないでください。	守口市子ども・子育て会議については、市民委員を始めとして学識経験者や関係機関・団体の代表者などで構成する、子ども・子育て支援法第72条第1項及び児童福祉法第8条第3項に規定する合議制の機関として、守口市子ども・子育て会議設置条例により設置しています。所掌事務としては、市長の諮問に基づき、子ども・子育て支援法第72条第1項各号に掲げる事項などを調査審議し、答申することと定めており、その中で保育現場からのご意見もいただくため、民間認定こども園の代表者、公立認定こども園の園長にも委員委嘱し、参画していただいております。様々な立場から守口市こども計画の策定に関し、ご意見をいただいているところです。このように、各委員の皆様でご審議いただいた上で、会議の総意として守口市こども計画の策定について答申をいただいたところです。 また、今回の公立認定こども園の民間移管については、令和6年2月に策定した本市の行財政改革の指針である「<u>守口市行政経営プラン</u>」に示された「<u>順次、民間移管を進める</u>」との方針に基づき、守口市こども計画（案）に記載があるとおり、民間移管に伴う定員拡大と利用児へのサービスの拡充を図るものです。加えて、同プランにおける人員・組織体制の方針では、新たな保育士採用は行わないこと、民間移管の状況に応じ、任期付職員及び会計年度任用職員の採用を抑制することとしており、新たに保育士を確保する必要がある公立認定こども園での定員拡大は考えていません。 配慮が必要な児童については、市立にじいろ認定こども園の民間移管を見据え、障がい児加配補助制度の補助基準額の拡充や、更なる保育士の確保方策の充実を図り、保育の量を確保するとともに、保育士等への研修、巡回支援の充実を図り、保育の質を確保するなどにより、民間施設における配慮が必要な児童の受け入れへの支援の更なる充実を図ってまいります。これらの支援策を通じ、公立施設、民間施設を問わず、市全体として、配慮が必要な児童への支援をしっかりと行ってまいります。 なお、本市では、配慮が必要な児童と直に接する保育士に対し、臨床心理士、言語聴覚士、元園長など専門的な知見を有する者が市内認定こども園等を巡回し、児童への接し方や保育方法の指導・助言を行う巡回保育支援事業を実施しており、配慮が必要な児童にかかる専門的な保育知識の習得、保育技術の向上に努めています。

No.	カテゴリー	意見ごとの要旨	守口市の考え方
81	その他	わかくさ・わかすぎ園について、こちらも民営化するとのことで驚きを隠せません。業者の入札では、成績が悪いにも関わらず値段が安いという理由でその業者に借り決定したと聞きました。 公立園、療育園についても全ては予算からきていると思います。そんなに運営が難しいのであれば保育料無料についても一度考え直されてはどうでしょうか？保育料が無料だからと言って、幼児までしか守口市に住んでいない人もいます。	園の抱える事務継承や人員配置等の課題に対応し、児童発達支援センターとして果たすべき機能と役割を担うことに加え、訓練機会の拡充や療育時間の延長など、療育サービスの更なる充実を図るためには、市の責任のもとで民間活力を導入する「指定管理者制度」による運営が最も効果的かつ効率的な手段であると考え、「指定管理者制度」を導入するものです。 なお、令和８年度の指定管理者制度の導入にあたっては、専門職の配置による訓練機会の拡充、療育時間の延長、法改正に対応した地域の中核的機能の拡充等サービスの拡充を実施します。 指定管理者の指定にあたっては、学識経験者等を含む選定委員会において、公表されている評価基準に基づき、企画提案内容を評価し、公平・公正に選定し、指定したものです。
82	その他	守口市の学童保育は研究会にも参加し、質の高い保育内容だったと聞いています。民間委託になり、「市は民間に任せているから何も言えないと放ったらかしで最悪。結局学童を辞めた。」と言う保護者もいます。民間で出来る事は民間で、と指定管理者制度を進めてきた結果、市は民間任せで質の担保が保証されていない事は過去の事例で明らかです。子ども園も同様になる可能性は高いと容易に予測できます。市はもっと子育て会議で委員から出た意見、そして市民の声を聞くべきです。	守口市子ども・子育て会議では、各委員の皆様でご審議いただき、会議の総意として守口市子ども計画の策定について答申をいただいたところで、 加えて、市民の皆様の意見を広く聞くことを目的とし、パブリックコメントを実施しています。 これらのご意見も参考に、公立施設、民間施設を問わず、市全体として教育・保育サービスの「質」及び「量」の充実に向け取り組んでまいります。
83	その他	配置基準が見直されている中、将来的な基準の改正もこの計画では考慮すべきと考えます。	職員配置基準については、国が定める基準に従い、大阪府又は守口市が条例を定めていることから、今後も国の動向を注視してまいります。 なお、国は、令和７年度以降、１歳児について、保育人材の確保等に関連する施策との関係も踏まえつつ、６対１から５対１への改善を進めることとしています。
84	その他	小中学校の少人数学級についての対応はどうお考えですか？	学級編制については、国が教職員定数の配置基準とその財政負担を法律に基づいて行うものであることから、引き続き国に対して要望してまいります。
85	その他	わかくさ・わかすぎ園の指定管理以降に関して、事業の検証委員会などは立ち上げないのですか？	指定管理者によるサービスの履行に関し、関係法令、条例等のほかに協定書、仕様書等に基づき、サービスが適切かつ確実に提供されているか、安定的、継続的なサービスの提供が可能であるか等について、指定管理者から提出される各種報告書、利用者アンケート調査、実地調査等により確認・評価を行い必要に応じ改善に向けた指導等を行うモニタリングを定期的に実施してまいります。
86	その他	わかくさ・わかすぎ園が指定管理された場合、市内の子育て施設との連携はどこがどう担うのですか？	指定管理事業者が、児童発達支援センターとして、各子育て関連施設との連携を行います。